

# 会議録

平成25年3月12日(火)

場 所 3階 第1研修室

会 議 名：第3回平成25年度予算等審査特別委員会

出席委員：東出委員長、福嶋副委員長、又地委員、佐藤委員、吉田委員、平野委員  
竹田委員、笠井委員、新井田委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後4時19分

事務局 山 本、近 藤

---

## 開会

### 1. 委員長あいさつ

**東出委員長** ただいまから、3月11日に引き続き、第3回平成25年度予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配布のとおりでございます。

教育委員会の皆さん、きょうはどうもご苦勞様でございます。

### 2. 審査事項

#### (1) 生涯学習課・学校給食センター

#### 議案第37号 木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について

**東出委員長** 早速、審査に入りたいと思いますが、皆様のお手元に配布されております資料の中に、条例が3本ございます。したがって、条例から一つずつやっていきたいと思っております。

まず、最初に議案第37号木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 議案第37号でございます。

木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について。木古内町スキー場条例（昭和60年条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

木古内町スキー場条例の一部を改正する条例。木古内町スキー場条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「無料とする。ただし、夜間使用する場合には、別表第1の使用料を徴収

する」を「、無料とする。ただし、スキー場で許可を得て営業行為を行う場合は、別表の使用料を徴収する」に改め、同条中第2項及び第3項を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

お手元の資料番号1の65ページをお開きください。現行と改正の違いは、文言の整理でございます。別表1と2がございますけれども、別表1というのが、使用料についての別表でございます。2がそのスキー場での営業行為だとか、そういうものの規定をしております別表でございます。これを整備するものでございます。

以上です。

**東出委員長** ただいま、議案第37号についての説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ございませんか。又地委員。

**又地委員** スキー場の使用料ということは、スキーをやって滑る場所です。ロッジの部分は、過去にどこかに貸せばいいと。そうしたら、いろいろ、あの時は商工会を窓口にしたのかな。何か立派な建物だし、そういうことで。そうしたら、複数の業者が手を挙げた、ロッジの使用に関して。それで、ご破算になってしまったというような経過があったんだけれども、スキー場のロッジに関しては検討は加えているのだろうか。なるほど、子ども達が学校の授業の中であるいは夜間、スキーを滑りに行って、そしてロッジで自動販売機もあるのかな。そんな中で、すごく有効に活用はしているようだけれども、夏場はほとんどロッジはもう締めている。せっかく立派な建物だし、内装も。炊事場もあるしということも考えれば、ロッジの有効活用を少し検討してもいいのではないのかなという気が私するのですけれども。その辺は検討をなされているかどうか。

それと夜間、例えばいままでは夜間の部分あったんだけれども、夜間も無料だということですね。だけれども、今年はオープンになっちゃうけれども、来年からは例えば、夜間の部分はロープ塔等は動かしてくれるのだろうかという点と。

これは条例にあまり関係ないのかもわからないけれど、教育現場では仄聞するところによると、平成25年度のスキー教室というのかな、スキー学習というのかな。何かなくなるというような話を耳に入ってきているんですけども、その辺の確認をちょっと合わせてしておきたいと思いますので。

**東出委員長** 2点について。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** ロッジの有効活用につきましては、具体的に継続していつも使うというのは、夏場の検討ですけれども、まだ現在しておりません。できるだけ、皆様のご要望にお応えしながら、その都度、お貸ししている状態です。今の状態では、考え方はそれを踏襲していきたいなと思っております。

それから、来シーズンのロープ塔の稼働につきましては、従来どおり稼働していきたいと思っております。

**東出委員長** 教育長。

**野村教育長** 又地委員の3点目のご質問でございますけれども、小学校におけるスキー学習についてでございますけれども、実は来年の平成25年度の入学の児童の保護者に対する

説明会の折に、このようなお話をしているところがございます。学校のほうでは、「小学校1年生につきましては、スキー学習を中止するということを検討している」というようなことをお伝えしているということでございます。

では、2年生から6年生までどうなんだということでございますが、これについては、25年度はスキー学習を実施するというようなことで、学校長から聞いているところがございます。

以上でございます。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** そうすると、今年度入学する1年生は中止。そのですね、学校サイドで「父母に説明した」という、その中止にするというその要因は何ですか。

**東出委員長** 教育長。

**野村教育長** スキー学習は、いままで木古内小学校において長年、体育の授業で行っていたところがございますが。実は、体育の学習指導要領の中で、いろいろな体育の分野を学習させるというような内容がございまして、もちろん地域性に特性に合わせた、学習もそこではできるといふふうになっておりますけれども、例えばバレーボールの学習をしていないとか、リズム、表現体操ですかね。リズム運動ですか、そういうような部分もちょっと時間の中で、できていないというようなこともありまして、ある程度やるべきことはやるというような方向の中で、学校の職員会議だとか、あるいは学校評価の自己評価の中で検討をした結果というふうになっております。

以上です。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 私は、例えば保育園も何時間かスキー場に行っているんですよ。保育園の年長さん、あるいはその下の子ども達が行って、小学校にはスキー学習もあるということで、保育園自体も大した時間数は多くはないけれども、2回かそのくらいでないかな。そして取り組みをしている中で、小学校1年生に入学したら、スキー教室がないと。これは不自然ではないですか。私が仄聞するところによると、スキーを買うとかスキーの道具ね、スキーだとかストックだとか、あるいは靴だとか、そっちのほうにお金がかかるという話が父兄のほうから出たのでというような、何か違う理由もあるような。もし、お金がかかるという部分で、現場がそのスキー教室を取りやめると。1年生のということであれば、私は教育委員会の考えの基に、例えば1年生の人数は対して多いわけでもない。ことし二十何人かな、1年生入るの。そういう部分では、教育行政を担当している教育委員会としたら、町のほうに早い話「買ってくれ」と、「25人分を用意してください」と。それは順次、次から入ってくる子ども達に申し送りをしていけばいい話ですから。譲ってやればいい話で、父兄の中でもいままでは、例えば小さくなったスキーは保育園、あるいは小学校に寄付していると。小さくなったからくれているという親御さん達もいる中で、北海道に生まれ育った子ども達が1年生になったら、保育園時代はやっていたけれども、1年生になったらピタリと辞めてしまったというようなのは、何か情けないような気が私はするんですけども。教育長その辺、父兄からの小学校1年に入学する。そうすると、入学する時はそれなりにお金もかかりますよ、且つスキーの道具云々となれば、経済的にも大変だという声もあるようなんだけど、その辺の本当の話というのはどうなんですか。

**東出委員長** 教育長。

**野村教育長** 又地委員のほうから、スキーの道具等についての経費、負担が大きいではないかというようなことが、大きな原因でないかなというようなお話がありましたけども。それも一部あるところがございます。しかし、先ほど申し上げましたように、学校の体育のその授業の中を見た時に、例えば105時間という年間の時間、ここでいろいろな機械運動だとか、球技だとか、表現リズム運動だとか、水泳そんなものも全部ある程度基礎・基本、この部分をしっかりと身に付けさせるといようなことが大事なことであって、そのところをやっていないところもあるだろうといような学校内での検討の中での、このような中止の方向で検討をしているお話をしたところでございます。教育委員会としては、やはり冬に雪に親しむ、冬は体力づくりをするといような意味では、スキーの学習は非常に良いことであるし、いままでもやっているといようなことでございますので、その当たりもう一度学校のほうに、いままでも言っているんですけど、学校長と協議をしながら進めてまいりたいといふふうに思っております。

**東出委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 私の結論は、やはり子どもさんのいろいろな位置づけはあるのでしようけれども、結論はやはり存続すべきかなと、そういうふうな思いでおります。それで、7日の本会議に教育執行の中で、同僚議員がちょっとスキーの話もちょっと出て、その中で、先生がたもいろいろな要因はあるのでしようけれども、例えば先生の対応だとか、あるいはいま又地委員がおっしゃったようないろいろな経済面の負担だとか、いろいろな要素があるのでしようけれども。ただ、いまの答弁の中ではどうも、先生がたとのすり合わせだけで、いわゆるPTAの会員の皆さんと本当の意味での話し合いをされているのかということがちょっと気になります。それで、やはり物に関しては、我々も本当に学校にお世話になった時は何と言いますか、お古という形で使い回しと言えはちょっと言い方が悪いですけども、そういう使い方をしてしましてウェアなんかでもいまのものは非常に昔と違って物は良くなってきていると思えますけれども、そういう部分でいくとそういう話し合いの中でいくと。そういう物に関してのことは、ある程度解決できるのかなとそんなふうな思いはあるのですけれども、いま言ったように、ひとつの大きな要因というのが学校サイドだけの、あまりそう思いたくはないのですがそういう思いだけ。先生の状況を見てもやはり地元でなくて、いわゆる遠方から通っている先生もいるみたいですし、そういう中での対応が例えば、休みだとかそういう部分がある中で、「私たちも休みたいよね、だからごめんね」ということになっているのかもれませんが、そうでないかもれませんが、その辺がちょっと気になります。ですから、そういう位置づけであれば、やはりもっと教育委員会としても、もうちょっと実態をつかんでいただいて、本当の意味で子どもさんのためにやはりこの北海道、その季節にしかできない部分なわけですよ。それが何か先ほどおっしゃったように、バレーボールだとか、水泳だとか、まだどうのこうのという部分があるにしても、そういう部分はやはり季節的な部分というものは何か月の間しかできないわけですから、そういう部分のことをもうちょっと検討していただいて、できるのであれば存続をお願いしたいといような気持ちでおります。それに対してどうですか。

**東出委員長** 教育長。

**野村教育長** 存続に対する期待といようなことで、要望をいただいたところございま

す。これは、最終的に学校経営の中で、学校長の判断というようなことでございますが、教育委員会として私もそうですけれども、スキー学習を続けてほしいというような部分を学校のほうに強く求めていきたいというふうに思っておりますし、保護者とも十分に協議をしながら進めてほしいというようなことを申し上げたいというふうに思っております。

**東出委員長** どうですか。

正直に言って私のところにも孫いて、ことしスキーを全部揃えたんだけど、セットスキーで2万なにがしか。ヘルメット、ウェア、手袋、なんだかんだやっぱり5万くらいかかったんだよね。ですからやっぱり、親の経済的負担もこれはあるだろうなという気はするし、聞くところによれば、1年生の先生は子どもに教えるために自分も知内のスキー場へ行って練習しているというのも聞いているし。もう一つはやっぱりスキー学習に行くになれば先生だけじゃ手が足りない、それで父母の手も借りているんだと。だから、なかなかその辺が難しい面があるのかなと思うんだけど、それはそれとしながら、いま又地委員も新井田委員も言ったけれど、これからの新1年生を迎えて、その辺は親御さんと学校とも詰めて、そしてどういう結果が得られるかわからないけれども、その辺については結果が出たら議会のほうに報告していただきたいし、ただ、この間本会議でやり取りの中で、私は教育長の発言の中でちょっと「あっ」と思ったのは、委員会サイドとして「学校に対して遺憾に思う」という表現があったんですよ。その辺、何を指して遺憾に思うと教育長が発言したのかわからないけれども、それはそれとしながらも、この関係については何人かの議員さんから、本会議、それからいまの条例の中で出ていますので、十分その辺配意して慎重に扱っていただきたいと。結果がわかり次第、我々のほうにも報告いただきたいということを申し添えてこの条例の関係よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

**東出委員長** そんなことで、議案第37号については、これをもって質疑を終了したいと思いますがいかがでしょうか。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 9時55分

**再開** 午前 9時55分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

**議案第46号 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**東出委員長** 次は、議案第46号 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第34号）の一部を次のよう

に改正する。

第3条中「木古内町」を「木古内町教育委員会」に改める。

第4条第1項中「町長」を「教育長」に改める。

第5条中「町長は使用」を「教育長は、使用」に改める。

第7条第1項中「町長は」を「教育長は」に改め、同項第2号中「、町長が」を削る。

第7条第2項及び第8条から第10条までの規定中町長を教育長に改める。

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料につきましては、資料番号6をご覧ください。新旧対照表がございます。

以上でございます。

**東出委員長** 議案第46号についての説明が終わりました。これより質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ声あり）

ないようでございますので、議案第46号については質疑を終了いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

次に入りたいと思います。

**東出委員長** 次は一般会計ですね。

説明は学校教育、社会教育、給食センター。

準備ができ次第、説明よろしいです。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** それでは、平成25年度の教育関係の予算を説明いたします。

まず、学校教育関係の歳出から説明いたします。

平成25年度の学校教育関連事業で特徴的な事項は、まず平成26年度から30年度までの5年間の「第5次教育総合推進中期計画」策定をすることです。

また、ALT外国語指導助手招致事業では、現在のアレックス・クラウスさんが7月末で帰国するため、新しいALTを招致する手続きをしております。

予算書の151ページをお開きください。10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費です。1節 報酬につきましては、前年度と同額です。9節 旅費は、前年度と同額です。10節の交際費も、前年度と同額でございます。

次に、2目の事務局費です。1節の報酬は、13万7,000円の前年に比べまして、13万円の増額です。これは、いま説明いたしましたように、教育総合推進中期計画策定委員会の委員報酬でございます。4節 共済費、199万2,000円、これは前年から比べまして、22万6,000円の増額でございます。これは、社会保険料の増額によるものなのですが、主に、スクールバスの運転賃金の増加によるものでございます。運転職員の賃金は、新年度からこれまでの日給だったものが月給になり、また期末手当が2.5か月支給されることによるものでございます。

次のページに移りまして、7節の賃金です。1,613万6,000円、これは前年に比べまして、30万7,000円の増額となっております。これは、いまご説明しましたように、スクールバス運転職員の賃金の増加が主な原因でございます。8節の報償費、9万6,000円これは前年から8,000円の減額となっております。9節の旅費、106万5,000円、前年から43万7,000円の増額でございます。これは外国語指導助手、ALTの帰国旅費が計上され、ALT分が

59万8,000円増額したことによるものでございます。11節の需用費、77万7,000円、前年に比べまして、40万円の増額となっております。これは、中期計画書の印刷製本費が新規に計上されたことによるものでございます。

次のページ、12節 役務費、16万1,000円これは前年度と同額でございます。13節 委託料、134万3,000円これは前年から13万7,000円の減額となっております。14節 使用料及び賃借料、24万6,000円これは前年から3万円の増額でございます。19節 負担金補助及び交付金、115万5,000円これは35万1,000円の増額となっております。これは主に、ALT関係で財団法人自治体国際化協会へのALT招致負担金、これが、27万4,000円増額計上することによるものでございます。25節 積立金、1,000円これは前年度と同額でございます。3目 財産管理費です。11節 需用費、61万6,000円これは前年から、7万円の増額となっております。12節 役務費、1万円前年度と同額です。

次のページの13節 委託料、470万6,000円前年から、76万6,000円増額となっております。これは、スクールバスの運行委託料が15万7,000円増額、旧中学校の重油タンクの清掃料、これが25万8,000円新規計上されております。旧鶴岡小学校と旧木古内中学校の校舎周辺の草刈りの環境整備費委託料が、35万2,000円新規計上したことによるものでございます。15節 工事請負費 90万、前年比160万円の減額となっております。この中身につきましては、旧鶴岡小学校の教員住宅2戸の屋根の塗装工事費を計上するものです。16節 原材料費、10万円これは前年と同額でございます。

155ページに移ります。2項 小学校費、1目 学校管理費、11節 需用費、838万8,000円、前年から14万9,000円の減額です。

次のページ、12節 役務費、72万円、前年度から4万5,000円の増額です。13節 委託料、156万3,000円、前年から3万1,000円の減額です。

次のページ、14節 使用料及び賃借料、11万6,000円前年度と同額です。18節 備品購入費、47万2,000円前年から、42万4,000円の増額となっております。これは、移動式のワイヤレスアンプとシュレッダーの購入です。19節 負担金補助及び交付金、15万1,000円、前年から1万8,000円の減額です。

次に、2目 教育振興費です。8節 報償費 71万3,000円前年、50万円の減額となっております。これは部活動・大会参加報償費の減額計上でございます。11節 需用費、61万9,000円、前年から10万4,000円の増額です。これはテスト用紙、7万9,000円増額、新聞を教材として活用する新聞購読料、4万8,000円新規計上です。14節 使用料及び賃借料、15万円前年度と同額です。これは車の借り上げ料です。18節 備品購入費 15万円、前年から112万7,000円の減額です。20節 扶助費、134万5,000円対前年、32万1,000円の減額です。これは、対象児童数の減少によるものです。

159ページ、3項 中学校費、1目 学校管理費です。11節 需用費 875万9,000円、これは前年から125万6,000円の減額となっております。これは24年度は、12月に引っ越したわけですが、11月から5か月間分を旧校舎新校舎両方予算計上してたために、大幅な減額計上となりました。

次のページ、12節 役務費 63万円、前年から33万1,000円の減額です。これは、24年度計上した中学校移転に伴うピアノ3台の移送費、26万3,000円と旧校舎の地下タンク検査料、7万9,000円、新校舎のボイラー点検料、4万6,000円これらの減額によるものです。13

節 委託料、531万2,000円前年から、186万1,000円の増額です。この中身につきましては、エレベータ定期整備委託料が45万円、簡易専用水道施設清掃管理委託料、3万8,000円増額、電気保安管理委託料が9万2,000円増額、防災設備保守点検料が36万9,000円減額、暖房設備保守点検料が12万2,000円増額、施設等警備業務委託料が31万5,000円増額、ボイラー等の監理業務委託料が293万円増額、これは有資格者が常駐してボイラーを管理するという事です。校舎周辺環境整備委託料が45万2,000円増額となっております。14節 使用料及び賃借料 19万7,000円、これは前年から3万1,000円の減額となっております。

次のページ、19節 負担金補助及び交付金 26万6,000円、前年度と同額です。2目 教育振興費、8節 報償費 187万4,000円、前年比47万7,000円の増額となっております。これは、主に各部活動・大会参加報償費、50万円増額したものによるものです。11節 需用費 92万6,000円、前年から87万7,000円の減額となっております。これは、前年度は中学校の学習指導要領が改定されたことによって、教師用の教科書が必要で84万4,000円、前年度は計上されたものが新年度は計上されないということです。12節 役務費 2万7,000円、前年から2,000円の減額です。

162ページ、14節 使用料及び賃借料 40万円、前年度と同額です。18節 備品購入費 119万3,000円、前年から9万8,000円の減額です。19節 負担金補助及び交付金 52万8,000円、前年から26万6,000円の減額です。これは、対象生徒数が減少したことによるものです。20節 扶助費 200万7,000円、前年から77万7,000円の減額です。これも、対象数が減ったことによるものです。

以上で、学校教育関係の歳出の説明を終わります。

**東出委員長** 歳入に入ってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** 歳入も入ってください。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 引き続き、歳入について説明いたします。

47ページをお開きください。47ページ、13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費補助金、1節 小中学校費補助金 2万7,000円、これは対前年比から3,000円の増額です。これは、修学旅行費の対象生徒数があることによるものです。

次に、57ページをお開きください。57ページ、15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、3節 教育職員住宅貸付収入 159万4,000円、これは前年と同額になってございます。

次に、69ページをお開きください。69ページ、19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、雑入の項目の中で、日本スポーツ振興センター保護者負担金。これは、対象児童生徒数の減少により、前年から1万1,000円の減額で、10万円を計上しております。

70ページ、下から4段目、雇用保険繰替金、この中には、ALTと特別支援教育支援員、学校管理非常勤職員、スクールバス運転非常勤職員、これらの分合わせまして7万7,000円計上しております。

さらに、次の段の公衆電話使用料のうち、小中学校公衆電話使用料では、平成24年度の調定額実績を踏まえまして同額、3万円を計上しております。

以上で、学校教育に係る歳入の説明を終わります。

**東出委員長** 説明が終わりました。これより質疑を受けます。



又地委員。

**又地委員** 教育行政執行方針の中で、3ページの「今年度は学校において、新聞の定期購読を行い、国語を始め各教科等で新聞を活用した学習をとおして、言語活動の充実に努めます」というくだりがありまして、これは予算でいくとどこに当たるのか。それと、この全体像がどういうことなのか説明をいただきたい。

**東出委員長** 担当課長。

**佐藤生涯学習課長** 小中学校の需用費、先ほどご説明しましたが、新聞購読料に入っております。

**東出委員長** 教育長。

**野村教育長** 又地委員の2点目のご質問でございますが、執行方針の3ページに「今年度学校において、新聞の定期購読を行い」というようなことで書いております。これについては、新学習指導要領の中で、「言語活動の充実」というような方向があります。それに基づいて、この新聞の定期購読をするというようなことでございます。言語活動、いろいろな活動がありますが、例えば調べるとか、新聞の記事を見て話し合いをするとか、それから表にするとか、いろいろ表現活動、調査活動、それから話し合い活動、このようなものにつなげていくという大きな教材ではないかというふうに思います。定期購読を行いながら、例えば地域の地方版を見て、木古内のことを知るとか、産業を知るとか、北海道ではどのようなまでき事があるとかいうようなことを、国語をはじめ、例えば社会とか、理科だとか、そのような部分の分野でこの新聞の記事を使いながら、教育活動につなげてというような考えでございます。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 小中学校で需用費の中に入っているということで、総額でいくらですか。これは、新聞の種類はどんな種類なんですか。新聞の種類と、それから小中学校の需用費の中に新聞購読料が入っている金額でどのくらいですか。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 新聞の種類につきましては、北海道新聞の朝刊と夕刊を予定しております。金額につきましては、2万8,000円を計上しております。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** いままで小中学校では、新聞取っていなかったのですか。不思議ですね、不思議です。私は、まだここ新聞取っていないとわからなかったものだから新聞の定期購読。

そうしたら、道新だとか函新だとか、そういうたぐいでない専門な、教育に関しても専門の新聞をことしから取るのかとそう思っていた。これそうしたら、ずっといままでは、小学校中学校には新聞取っていなかったんだ。これは例えば、校長先生がプライベートだとか、そういう形でも取ってないんだ。その辺ちょっと不思議だね。学校で新聞を取っていないのははじめて聞いた。皆さん、わかっていましたか。

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時18分

**再開** 午前10時18分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 一応毎年、要望はしておりました。学校のほうでどうしているかということですが、必要な記事は先生が持ってきて、あとは教育委員会のほうでコピーして対応しておりました。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 学校で新聞取っていなかったと。予算つける、全然わからなかった。

**東出委員長** 吉田委員。

**吉田委員** 予算書に沿って、数点質問をいたします。まず1点目、150ページのスクールバスの運転職員の賃金、これが日給から月給になると。この部分でたぶん、長期休暇、夏休みだとか、冬休みの部分もあるのでこれではまずいということで、こういうふうにするのかということを確認ですね。

それから、以前にもこういう話をしたことがあるのですが、次のページ152ページの木古内町校長会運営事業補助金、木古内町教頭会運営事業補助金なのです。これは、なぜ校長と教頭のほうの金額が違うのかちょっと僕もずっと不思議でした。その事業内容についてと、これはいま小学校と中学校2校になりましたよね。目的を考えて、学校教育管理職運営事業という感じにならないのか。どうしてもやらなければ、その校長会の中身と教頭会の中身はこういう関係でこれは一緒にできないという、もし説明ができれば、その辺をお願いします。

それから、次のページの153ページの木古内小学校の姉妹校交流事業の補助金です。今年度15万円予算計上をされていますが、はじまって2年経っていますよね。それで、これからの進展というのは大いに期待しているのですが、この部分でこの15万円の、15万円が多い少ないは別にして、どのような事業がこれから展開されていくのか1点と、それから、次のページ154ページです。鶴岡小学校の教員住宅の屋根の塗装工事が入っています。この件につきましては、新しく病院の医師が入る予定になっていますよね。それで、病院の医師が入っても、教育委員会で新年度の時に予算計上して屋根の塗装するという。これはあくまでも、教育のほうの財産として管理して病院の医師が入るということで、それを確認します。

それから、これは小学校費と中学校費の中に、今年度新しくPTA会費が計上されています。この部分について、PTAというのは父母と先生の会の純然たる会であるのですよね。それで、今回この行政、一般会計の教育委員会で3万5,000円のPTA会費を納めると。その辺の詳しい説明をお願いします。以上、お願いします。

**東出委員長** 順次、ページ数に追って説明願います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時22分

**再開** 午前10時22分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** それでは、バスの運転員の関係ですが、基本的に前年、いまま

での臨時職員さんが今度、非常勤等職員ということになりまして、1年、前年度仕事をし  
て成績が良好ならば継続して雇用することになります。その時に、今度月給制になるので  
す。そういうシステムに則ったものです。ということで現在の運転手さんをそのまま継続  
雇用したいということで、月額にして手当てもつくという形になります。

それから、校長会、教頭会に関しましては、1つにできないかということなのですが、  
けれども、基本的に校長の仕事の中身と教頭の仕事の中身が違いますし、それぞれ研究テーマ  
が違うことになります。そういうことで別々になります。

それから、153ページの姉妹校の関係なのですが、中身はじゃがいもをそれぞれ  
送ったり、その交流のための土地の借り上げだとか、それから管理料、それからじゃがい  
もの送料等、それらを含めた額でございます。

それから、154ページの旧鶴岡小学校の教員住宅、これは医師がたまたま入るわけ  
なのですが、これはあくまで教育財産でありますので、そういうことでもうずっと塗って  
いけませんので、教育委員会の経費で計上するものです。

それから、小中学校のPTA会費の関係なのですが、これはいわゆる扶助費の中の  
ものです。例えば、要保護だとか準要保護だとかありますよね。それらの関係で、PTA  
会費を行政のほうで計上するものです。いままでしていなかったのです、これを。ことし  
から、新年度から計上します。

**東出委員長** その経緯をきちんとしてやらないと親切でないです。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** この扶助費なのですが、PTAの会費につきましては、これまでも  
本当は行政の判断なのですが、いままではそれを出さなかったのです。それで、新  
年度からこれは出さなければならぬということで判断したわけです。

すみません、ちょっと休憩させてください。

**東出委員長** 随分あなた、答弁調整かわかりませんが、休憩が多すぎます。

平野主査。

**平野主査** ただいまの扶助費の件でございますが、この扶助費の額等を決定するのは、特  
別支援教育の補助の項目に準じて実施してございます。

それで、この中でPTA活動ですとか、クラブ活動の費用ですとか、それから生徒会費  
なども補助の対象になっております。22年度からです。それで、これを木古内町の準要保  
護の部分で扶助の拡大をしておりますませんでしたので、25年度からこれを補助の対象に  
するという項目に加えてございます。

**東出委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いまの後段の部分がちょっとわかりづらいのです。いままで載っていなかった、  
いま説明したそういうことがなかったから、いままでPTA会費をあげていなかったとい  
うことですか。

**東出委員長** 平野主査。

**平野主査** 国のほうで扶助の項目を増やしたのです、22年とかに。その22年度から検討し  
ましたけれども、全体の渡島の管内でもこの対象にしている町も少なく、補助の対象  
にしなかったと。それで、昨年、七飯町が率先して調べまして、管内の状況などを確認し  
ているところで扶助の対象にするということを検討している町が多くなってきたとい  
うこともありまして、木古内町でも扶助の対象にしようということで、新年度予算から計上さ

せていただきました。

**東出委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いまの説明でおおよそわかりました。それで、先ほどの校長会、教頭会ありますよね。確かに、校長会でやることと教頭会でやる中身というのは違うと。その中で、この金額もたぶんやるのが違うからこの金額の差が出てくるという理解でいいと思うのです。その辺も確かにいいのですけれども、いま校長も2人ですよ。教頭も2人ですよ。この2人で何ができるのかなという気もちょっとすごく心配な部分もあるのです、正直な話。ですから、こういう部分で違う仕事、違う仕事なのですから、同じ管理職でやっぱり知恵を出し合うというのもひとつの手なのかなというのも、頭に置いておいていただければいいと思います。あと、報酬費、ちょっと1回目の質問の時にできなかったのですけれども、報償費で50万円の減額をしていますよね、大会参加費とか。常に補正で参加が決まってから補正という形になるのですけれども、今回この50万円を減額したというのは人数が減って、そして活動が縮小になったからという感じなのかと僕は受け取っているのですけれども、この辺の説明もお願いします。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま吉田委員のおっしゃった報償費の50万円の減額、これは小学校のほうです。小学校のほうは基本的に前年度の大会の関係の実績から割り出して概算で計上しております。今年度は、これで一応いまの状況から見てこれで足りるのではないかという当初の見込みでやっておりました

**東出委員長** 吉田委員。

**吉田委員** 様子を見て、これで足りるんじゃないかと。いざとなった時は、補正でまた従来どおりやっていくという考え方でよろしいですよ。子どもの教育につきましては、先ほど、スキーの部分もありましたし、やっぱり個々で活躍している部分もありますので、ぜひ子ども達のために、常にこの報償費とか大会参加には、教育委員会としてバックアップしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 先ほど、スクールバスの運転手の関係で、答弁もらったんですけど、確かに臨時賃金から非常勤に改正になって、日額から月額支給、そして手当。先ほど、同僚議員も質問したスクールバスの場合は、夏休みの期間が、冬休みがあるわけですから、その休みの期間を月給にして果たして。制度がそうなんですけれども、果たしてどうなんだという部分の説明をきっちりしてもらわないと。休みの期間も別な、例えば任務があつてというならいいんですけど、バスの運転業務だけだったらその間休みですから、どうするんだと。それが、非常勤の制度になったから、日額が月給で果たしていいかという部分が一つあります。

それと、同じく運転業務、微々たるものというか、十何万の増なんですけれども、昨年から見れば予算上増えているんです。これは確か、運転業務の委託は長期契約をして、そして経費を軽減するという。バスの運転業務ばかりでなく、去年もいろんな機械のリースの部分でも、長期契約によって財源を軽減しようという取り組みだと思ってしまうんですけど、その辺がなぜ、その長期契約しているにも関わらず、特別なこれこれの理由があつて、「今

年度十何万増えるんだという」のであればいいんですけど、通常の契約を継続して、なぜ増えるのかということ。

それともう一点。160ページの中学校のボイラー等の管理業務委託。これは、個人委託なのか業者さんに委託なのか、その部分の確認をしたいと思います。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 竹田委員さんのご質問ですけれども、まず一点目の「スクールバス運転員の休み中、何をしているんだ」ということですが、休み中、いまもそうなんですけれども、バスの運転業務以外の空いている時間は、一応休憩時間がありますけれども、公民館の周りのいろんな施設整備だとか、旧鶴岡小学校の夏場は草刈りだとか、そういった業務でびっしりふさがっております。朝早く、夜遅いものですから、その拘束時間の中で、休憩時間がもちろんとりますけれども、それ以外のところは常に稼働しております。ですから、長期休暇の休業の間のそういう仕事をしております。

それから、スクールバスの運転の契約の関係ですけれども、実は今回、いままでは3年契約だったんですけれども今回、1年契約にしました。と言いますのは、去年、1年間夏場のプールの関係、この時に、知内の旧中の川小学校のプールまでの送り迎えの業務が中に発生したものですから、それ古い契約でやったんです。日数の関係で、非常にきつくなってしまったわけです。それで、実際に合わないということで、今回1年間、プールの移動の関係だとか、それらに実態に合わせた契約に、単年度だけ長期契約でなく、長く続くものではないですから、新年度だけ1年契約で実態に合わせた額にしました。

それから、ボイラーの業者が個人か業者か、これは法人に契約しております。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** スクールバスの運転手の余裕のある、空いている時間については、施設の管理。

今回、先ほどの条例改正の中で、佐女川農村公園のパークゴルフ場についての管理も、教育委員会のほうに。そして、資料にもありましたけれど、一昨日、建設水道課の議論の中でも、我々単純にパークゴルフの管理が教育委員会に移行した時点で、施設のいままでいたスタッフも教育委員会に全部移行するんだという頭にあったものですから、それを確認したら、あくまでも建設水道課所管の中で、管理業務だけ執行するという、そういうことで確認を得ています。やはり、教育委員会の教育施設としての管理とすれば、例えばいまのこのスクールバスの運転手の夏休みを含めた期間だとか、時間帯の空いている時に、どういうことをさせるというのは、いろんな施設がかなり増えていますよね、パークゴルフ場。それで、いまのそういう管理の状況でいいのか。今年度はそういう予算付け、考えかたがそう進むということですから、我々もその経過を見ますけれども、今後は教育委員会として、財産管理として果たして教育委員会で抱えたほうがやりやすいというのか、どうなのかという部分については、十分これ精査をして、次年度に検討した結果を示していただきたい。ただ、バスの運行委託の部分なのですが、いま課長の説明からすれば、3年契約の部分を取って今年度だけ、確かに来年でないプールができないからその間ことはプール授業に運行すると。これはどうなのでしょうね。例えば、その部分というのは、積算とすれば学校の稼働日×日数、夏休み冬休み期間を除いた日数で掛けて一日いくらかという積算を、例えば経費を積算しているのか、どうもその辺が見えないのです。ただ、そういう積算で果たしていいのかという疑問。これこれであれしているというからにはそう

いう積算の部分を、もう一度ちょっと説明してもらいたいと思います。

**東出委員長** 課長。

**佐藤生涯学習課長** いまの大きいほうのスクールバスの、積算の関係ですけれども、運行委託の委託料の積算根拠なんですけれども、運行日数を木古内小学校の授業日数を勘案したもので220日分。それから、吹奏楽だとかいろんな学校教育活動に関わるものを10日ほど見込んでおります。さらに、今年度もプールの関係があるために10日分増加して、240日で計上いたしました。1日当たりどれだけかと言うと1万3,650円というふうにして、あと一般の管理費が15%かかっております。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** バスの部分は、何か不都合があったからそうすると。その不都合の中には、中の川小学校のプールの送り迎えだと。プールができれば、今度まだ給料でなくするのかな。

**東出委員長** いまはその話ではなくて、運行費について竹田委員が議論していますから。

竹田委員、簡潔にお願いいたします。

**竹田委員** どうも委託については、例えば教育委員会ばかりでなくて、町のほうでも福祉バス、医療バスとの委託をしていますから、スクールバスだけではないんですけれど。ただ、当初のバスの委託契約、これは例えば、どういういろんな事情の中でバスがトラブル、事故ったという場合の補填はどうするという、そういう契約の中に謳ってますよね。ところが、実態を見ればスクールバスではないのですが、ほかの医療バス等は、例えば修理をしたくても車検の時しか修理できないというそういう状況も我々聞いています。ですから、やはりきちんと当初、委託契約した契約内容を遵守するようなことで、長期がいいのであれば長期の契約で。これで例えば、プールの部分10日増えるけれど、「これでできないか」と業者に打診をして、「それならできないから」、そうしたらこの10日分面倒見てもらわないとバスの運転手、運転業務できないと言っているのかどうなのかという部分。行政側とすれば当然、やはり長期の契約によって財政を軽減しようという計画が、またプールだけが増えるからという、10日間の部分でしょう。それと、まだいろいろ運転手の部分からすればあるんだけど、ここではそれは控えますけれど。そういう部分で委託している会社と、その辺の協議とかどう詰めていくか、予算の計上だったのかという部分について確認したいと。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 大きな原因はプールなんですけど、いままでもいろんな行事にかなりプールは別としましても、契約の中での運転業務が大変きつくなったということで、かなり余裕のない内容だったということで、そういう話は聞いております。そこで、いままで事態もかなりきつという話でございました。「この10日部分をまけろ」とかということにはならないと思ひまして、別にこのように改めて1年間だけ、本当は長期で契約したかったんですけれども、内容が一時的に違いますのでこのように契約させていただきました。

**東出委員長** 竹田委員、簡潔にお願いします。答弁者も迷っちゃって。

**竹田委員** 確認したいのは、確かに会社と折衝をして、「これでは厳しい、受けられない」と言っているのか聞いているのです。ただ、現状は当初、220日プラス学校の行事10日、それ以外にもいろんな学校関連で出る出番が多くて会社とすれば大変だということか、運転

手に従事しているかたが悲鳴を上げているというのかどうなのかということです。会社と委託契約するに当たって、いままで3年間の契約してたものを破棄して、1年契約にするわけでしょう、25年は。予算計上に至るまでの実態はどうなんだという。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** この件につきましては、担当主査のほうから説明させていただきます。

**東出委員長** 平野主査。

**平野主査** バスの委託料に関してですが、実際の3年間の契約内容は、運転日数は225日になっております。学校が稼働するのは210日くらいございますので、15日くらいしか多くないです。土曜日、日曜日は授業日数以外の稼働ということになりまして、中学校の部活動とかに相当数使われます。例えば、小学校と中学校が陸上に一緒に行くとかという時とか、時間帯がずれますと福祉バスを使い、スクールバスを使いと2台走らせるというようなことがございますが、プールの送迎が入ったことによりましてスクールバスを活用できない状態、契約日数が225日でございますので。その日数を超えないように、スクールバスの利用を制限してきて、車の借り上げ料に跳ね返ったという24年度の実態がございます。このプールの送迎がほしい14日くらい。多く見込みまして240日の日数であれば、プールの送迎を含めてなんとか稼働できるのではないかとということを経験しました。この240日で、スクールバスを使いたいという学校の要望を我慢してもらったりとかというのを通年ございますので、契約日数を240日に増やす長期契約をしたいというふうにご担当のほうでは考えましたけれども、この240日の契約で3年間の契約をしてしまえば、稼働日数が240日に満たない年も多いだろうということで、25年度に関しましてはプールの特別な事情があるということで、240日の1年間の契約ということをごさせてくださいということにいたしました。

**東出委員長** よろしいですか。竹田委員。

**竹田委員** 委託料の積算については、あくまでも稼働日数掛ける、総務課長、福祉バス、医療バス、これも同様のやはり考えなのでしょうか。スクールバスはいま、稼働日数掛けるいくらいくらで、この委託料を出してますけれど。その確認だけ。

**東出委員長** 総務課長。

**大野総務課長** 積算は、単価×日数で出しておりますので、それは運行日数です。5か年間あるいは3か年間の長期継続ですから、これについては3年、5年、同じ日数ということで見積もっているわけです。ところが、現在の議論されているスクールバス運行については、単年度歳入の事情ということで、そこについては3年の長期継続期間が終了しますので、25年度で。それであれば、1年間だけやってもらうことは業者にとっても不都合はないだろうということで、1年限りでの増額でおります。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 日数積算で委託料を計上している。だけどやはりいま、スクールバス、医療バス、福祉バスと見た場合に、医療はほしい毎日、医療機関が開設しているのに稼働するから積算できる。スクールバスも学校の稼働あるいは、行事にということごでほしい年間の日数も積算できる。例えば、もう1台の福祉バスについては、必ずしもそうにはならないというふうに思います。これも、福祉バスも例えば、委託の積算の根拠として稼働日数×積算でとなったら、予算計上からすれば日数からすればもっともっと減額してもいいの

かなという単純な計算になります。その辺についてもう一度、総務課長見解を。

**東出委員長** 総務課長。

**大野総務課長** 私、いま原課の資料を持っていないんですけれども、これは3年、5年の実績を見て、次の3年、5年という契約に結びつけておりますので、実績値による年間平均日数というふうにご理解をいただきたいと思います。

**東出委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 簡単に一言、質問させていただきます。先ほど、パークゴルフ場の条例の改正されたということですが、改めて今度、教育委員会のほうにということですが、今年度の245万の使用料の関係で質問するわけですが、この使用料については従前どおり、やはりパークゴルフ場の5時の閉場で、一応役場の金庫にそれを入れるというようなことがなされておりますが、ただ土日の関係は比較的他町村からも来て、この使用料が若干多いのかなというふうに思いますけれども、土日の関係どのように考えておられるかどうか。

**東出委員長** 大変質問者に申し訳ございません。いま学校教育の関係の審査をしていますので、社会教育に入ったら。

11時5分まで暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時53分

**再開** 午前11時03分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

**平野委員** だいぶ時間も押しているようですので、要点のみ簡潔に質問いたしますので、答弁については的確によろしくお願いいたしますと思います。

細かい部分の前に、全体を通してなのですけれども、予算説明の中にも児童数の減により、扶助費ほかどんどん減っているという話がありました。全体の予算措置の中で教育というこの大事な分野が児童数の減に伴い減っていくのだよというだけの説明ではちょっと寂しいのかなと感じております。その中で、一昨年でしょうか、教材費について保護者の負担があるとその調査をしてくださいという話をしました。それで、結果全部ではありませんけれども、「こんな感じです」ということで調査していただいた経緯があると思うのですけれども、その調査の結果は、学年毎に違うのですけれども、年間一家庭1万円前後の負担だったと思います。それで、義務教育なので教材費についての「保護者の負担はどうなのだ」という話なのですけれども、その部分についてデーターを元に教育委員会として学校費の中に盛り込むというような議論はされているのかいないのか。また、今後についてはそのような負担金についての見解はどうかについて、まず1点目でございます。

それから、ALTの部分ですけれども、今年度の7月に現在のアレックスが帰国されるということで帰国費等も載せているのですけれども、今年度に関しては招致負担金、この金額の部分が昨年度よりも上がっております。これは、新規のかたが来られるということでの負担増ということなのか、それと新規のかたがもうすでに決められているのか、またこの旅費の部分についてはアレックスの帰国プラス新しいかたのこちらに来る旅費も入っ



ているのかどうなのか2点目でございます。

それと、先ほどからバスの関係で運転手さんの賃金の話が出ておりますけれども以前、児童数の減少に伴いバスの空席が多いと。その中で、「中学生は送迎についても検討できないか」という話をしたことがあると思うのですけれども、その部分についてもご議論、ご検討されているのかいないのか、また、今後の見解について、どのような状況になっていく可能性があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**東出委員長** 以上、3点。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 教材費の保護者負担について、それを教育委員会で独自で盛り込むかどうかということでしょうか。いわゆる補助するという考えがあるかどうかというご質問なのかちょっと確認したかったのですけれども。

**東出委員長** 昨年も出ています。そういう質問。

平野委員。

**平野委員** 補助ということなのか項目はどうかあれですけれども、要は教育委員会として、その部分の予算を計上できないかということでございます、簡単に言いますと。

**東出委員長** 課長、昨年も平野委員から出されて、参考資料として資料提出までのあなたがたしていますので、それを踏まえて答弁してください。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いまの現在の状況では、現行の予算の組み方しかできないというふうに判断しております。

次の質問のお答え、引き続きよろしいですか。

それから、ALTの関係で負担金ですね。これは、新規の場合、負担金が多くなります。そういうことで、新規ということの負担金でございます。

それから旅費については、アレックス・クラウドさんの帰国旅費でございます。新規のかたは負担金の中に入っておりますのでそういうことです。

それから、バスの中学生の送迎をどうするのかということですが、これはバスの定員といますか、人数的には確かに小学生と中学生が混在して乗れないことはないのです。しかし、いまはちょっとこれからこの先どうなるのかということなのですが、いま現在、JRを使っております。それでこのJRが第三セクターになった場合、この運営と子どもたちをバスに乗せることとの関係ですね。この辺が非常に難しいなとちょっと考えております。第三セクターの売り上げだとか、乗車だとかそういうことの絡み合いどうするのでしょうか。それから、あとはもう一つ、仮にバスに乗った場合、部活した場合、JRの定期券を持っている場合は、部活の時、土、日でもそれを使える。しかし、バスの場合はどうなのか。その辺をちょっと整理しなければならないので、状況をいま眺めておりました。中学生のバスの送迎については、平野委員が前にもおっしゃっていたので、内部的にはいろいろ議論をしているのですけれども、そういうまだはっきりしない要素がありますので、いまちょっと即答できないところがございます。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** まず、1点目のアレックスさんの部分についてはわかりました。ただ、帰国旅費が70万円、すごいかかるのですね。こんなにかかるのですね、いいです。

まず、全体の予算措置、現行の予算でしかできないと断言しましたが、どのようなこと

で現行の予算措置しかできないというお言葉を言っているのか、ちょっと意味がわかりませんので、もう少し詳しくお知らせください、1点目です。

それから、バスどうも話を聞くと、去年と同じ答弁のようで中身について議論をされているのか、問題が多々あって解決しなければならないことがあるというのは去年も同じようなお話があったと思います。では、その問題についてどう議論されたのかという答えが、先ほど求めた議論してるのかしていないのかという部分だと思うのですが。それと、いまのお話の中で、第三セクターの売りに貢献しなければならないというようなニュアンスの言葉があったのですが、これは児童の利便性、安全面を考えた児童のことを思っている質問なので、なぜいま第三セクターのことを気にかけて答弁がなされているのか、ちょっと意味がわかりません。気持ちはわからなくもないのですが、それを保護者に説明して、はたして理解を得られるでしょうか。ちょっと大変疑問に思いました。

それで、その2点をもう一度聞きたいのですが、やはり1点目の現行の予算でしかできないという部分なのですが、私はいま現在、町長に福祉の大森という竹田委員からの言葉もあるとおり、高齢化が進みまして高齢者を大事にしなければならない施策はもちろん大事だと思います。ただ、少子化の中、子どもの数は非常に少ないですが、子どもへの優遇措置というのも大いに考えるべきだと思います。それで、その反映が予算であり、新年度予算を見ても、例年と変わらない児童数の減少だから下がっているのだよというのであれば、何ら子どものためを思って新しい措置に取り組んでいるとは思えないこの予算組になっていると思うのですが、そこでいまの教材費はほんの一部の話ですが、先ほど出ていたスキーの負担ですね。義務教育でありながら、保護者負担がある部分をもっと教育委員会として考えられないのかという部分。あるいは他町ですと、給食費を全面負担、町側がするという話は話あわれている町もございます。給食の件はこのあとですが、それから大会報償費でしょうか、計上されていますけれども、聞くところによると7割の補助率だというふうに伺っております。こういうのも100%にするとか、いまのものがいい、やっていないところもありますので、そこに比べるといいという考えもあるかもしれませんが、木古内町独自として子どもの数が少なくなったけれども、子どもに対しては、これだけ力を入れているのだという姿勢があるのが僕は教育委員会だと思うのです。その部分が見えないので、このような質問をさせていただいているわけですが、それが全体像の答弁になりましようか、そこを含めて3点ほどもう一度お願いします。

**東出委員長** 政策面も入ってますので、教育長。

**野村教育長** ただいまの平野委員のご質問でございますが、教材費の保護者負担についてでございます。昨年も質問いただきまして資料を配布させていただいたところでございますが、教育委員会の中では、ちょっと申し訳ないですが、まだ議論はしていないところでございます。予算の枠組みについては25年度のものについては、このような形で出させていただいたところでございます。

したがって、今後は教育委員会の中でこのような子どもたちの保護者の負担軽減について、ちょっと協議をしてみたいというふうに思っております。

次に、スクールバスの関係でございますが、この点については数年前から児童の減少に伴ってスクールバスの中学生の乗車ということは検討できないかということで、検討はし

てきておりますけれども、問題はいま便数がいま小学校で5便という中で、そのあとに中学校になると部活動で遅くなるというような時にどうしたらいいのかというような部分をいま検討しているところでございます。それで、そうした場合には、例えばいまであればJRの回数券を使うとか、そういうような併用した形でやっていくような方法もあります。先ほど言いましたように、第三セクターになった場合に、どのような時刻表になるのかということも考えられますので、もう一度、検討をさせていただきたいというふうに思っており、これはずっと継続して検討しているところでございます。

子どもの教育環境を良くするということは、教育委員会できちんと考えていかなければいけない課題だというふうに思っております。これは、事務局のほうでいま押さえているところですが、教育委員会の会議の中でいろいろ協議をしてみたいと思っております。以上でございます。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** いまの教育長の答弁に対しての質問というのがまとめになってしまったのではございませんけれども、やはり去年提出した部分を検討していただくという返答があったと思うのですが、それに対して議論されていないということはちょっと問題外なのかなと感じました。それでは、何を言っても答弁で検討しますと言うことが、去年は議論されなかったで済まされるのであれば、質問する意味もありませんし、その部分は教育委員会に限らず町行政全てだと思いますけれども、やはりこの委員会の中、あるいは議会の中で発声された意見を○にしても、×にしてもできないにしろできないなりの議論をした中で、きちんとお答えをいただきたい。それが今回、議会改革でもありました一般質問の進捗状況、あるいは各委員会の進捗をきちんと伝えてくださいということでございますので、今後言った意見が議論されなかったということがないように要望して終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

**東出委員長** そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** ないようでございますので、佐藤課長1点だけ。簡単なことなんです。農地を回っているスクールバスありますよね。あのバスには、前にも1回私聞いたことあるのだけれど、三角の黄色い交通安全のあれあるでしょう。あれを付けられない何か理由があるのですか、公安委員会か何かの。付けてないんです、まだあのバスだけは。どうなの。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** おっしゃるとおりでございます。検討します、付けますので。

**東出委員長** 1年経っているんですよあなたたち。いま平野委員の質問もそうだけれど、本来であれば教育長が同席しているからあれですけども、やっていないに等しいんですよあなたたち。課題ばかりいま投げかけられているでしょう。何一つ解決してないのだから。

本来であれば、「平野委員どうですか。総括に残しますか」と、私言いたいのです。ただ、いまの教育長の答弁の中では、「手を掛けていない」というあなたたちの姿が露呈されてしまったんです。もうちょっと真剣にやってもらいたいです。今回の審査の中で、竹田委員、私は「簡潔に、簡潔に」と私言ったんだけど、根底にあるのはあつたらしいんですよ。そんなことで、こんな予算委員会の中でこんなことで半日も費やしちゃうわけですよ。ということは、聞いたものは何もやっていないのに等しいんですよ。十分その辺、

肝に銘じて進めていただきたいと思います。

次、入ります。竹田委員。

**竹田委員** 1点、旧中学校の跡地をどうするのかという部分。せっかく確か12月予算で、体育館等の除雪の費用も計上しましたし、せっかくある体育館の活用ですね、十分はやり検討をしていただきたいと思います。これは、今年度はどうしようもないと思いますけれども、春になったら冬期間含めて、例えばよく新聞に出ているように、中の川小学校の体育館を利用して、パークゴルフの大会だとかいろいろやっているんですけど、例えばそういうもののスポーツに開放するだとか、いろんなことをはやり考えられるのかなというふうに思いますので、教育委員会としての検討をしてくださるよう、要望して終わります。

**東出委員長** 今度、社会教育に入りたいと思います。ちょっとスピードアップしてください。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** それでは、社会教育の関係の予算の説明をさせていただきます。

資料番号2です。64ページから71ページについて、社会教育事業の計画表がございます。

この中でかいつまんでご説明いたします。64ページ、通学合宿についてです。この通学合宿につきましては、渡島教育局とタイアップして、新年度で3年目になります。タイアップの期間は3年ということになっております。ことしも1回目は4泊5日、2回目は2泊3日ということで計画しております。

66ページをお開きください。66ページの芸術文化財のところ、一番の一番下、北海道文化財団共済事業文化の宅配便事業というのがございます。これは新年度、北海道文化財団にお願いしまして、宅配便事業ということで、公演の中身は木管五重奏の女性グループです。この方々に来ていただくということで、7月の中旬に中学校の体育館でコンサートを開催したいと思います。これは、この方々がいまの吹奏楽の楽器の指導だとか、小中ともにしていただくというプログラムになっております。

次に、社会教育整備事業について説明いたします。66ページの公民館玄関改修工事ですが、一番下の右のほうに書いてあります、中央公民館の出入口の改修工事、いま現在の自動ドアあるところですけども、鉄でできておりまして腐っております。それで、地下の収蔵庫のところにつながっておりまして、この腐れが原因で収蔵庫が漏水するということで不具合がございます。今回予算を付けていただきまして、これを改修したいと思っております。

67ページの郷土資料館整備事業です。郷土資料館整備事業につきましては、今年度まず資料の収集・整理・保存等の整理作業員を、24年度は1名だったんですけども、25年度では2名に増員して展示品をつくっていくという作業を行います。

71ページをご覧ください。71ページの関連施設の整備です。

それでは、予算書のほう説明いたします。社会教育グループの歳出からご説明します。

予算書の163ページお開きください。10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、1節の報酬です、3万円。前年から、2,000円の増額となっております。8節の報償費 63万1,000円、前年から3万2,000円増額となっております。9節 旅費は、17万9,000円これは6万円の減額です。11節 需用費 31万7,000円、前年から1,000円の減額です。

次のページ、12節 役務費 1万2,000円、前年から6,000円の減額でございます。16節 原材料費 2万5,000円、これは前年度と同額でございます。19節 負担金補助及び交付金

30万5,000円これも前年度と同額です。

次に、2目の公民館費です。1節 報酬 2万円、これは前年から2,000円の増額となっております。

次のページ、4節 共済費23万7,000円、これは前年から3万5,000円の減額となっております。賃金 338万円、これは前年から3万2,000円の増額となっております。8節 報償費 4万5,000円、これは前年度と同額です。9節 旅費 8,000円、これも同額です。11節 需用費、1,146万8,000円です。前年から、18万7,000円の減額です。12節 役務費 41万4,000円、3万6,000円の減額です。

次のページ、13節 委託料、82万9,000円前年と同額です。14節 使用料及び賃借料 42万2,000円、これも前年と同額です。15節 工事請負費 330万円、これは公民館の玄関前のサッシュの改修と、それから前庭の水銀灯の設置を計上するものです。16節 原材料費 10万円、これは同額です。18節 備品購入費 98万8,000円、これは前年から178万5,000円減額となっております。24年度は公用車を買ったということで、この分が少ないのでとなっております。19節、負担金補助及び交付金、1万円前年と同額です。

次に、3目 文化財発掘調査費です。4節 共済費 49万6,000円、これは前年から25万9,000円の増額です。これは、文化財の整理作業員が1名増員され、2名分となるためでございます。7節 賃金 301万円、これは157万3,000円の増額です。これも同様に、文化財整理作業員が2名に増えたことによるものです。9節 旅費 7万3,000円、前年から1万2,000円の減額です。11節 需用費 64万1,000円、前年から15万2,000円の増額です。これは消耗品費の増額によるものです。12節 役務費 3万8,000円、前年と同額です。

以上で、社会教育の歳出を終わります。

次に、歳入を引き続きご説明いたします。40ページをお開きください。

40ページ、12款 使用料及び手数料、1項 使用料、4目 教育費使用料、1節 公民館使用料、20万円です。前年と同額です。これも平成24年度の調定見込み額がほしい、22、3万になるのではないかというふうに見込み額です。これをもとに計上いたしました。

次に、70ページをお開き願います。70ページ、19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 雑入、上から5段目、公民館講座受講者負担金、1万2,000円。下から4段目の雇用保険繰替金のうち、1万8,000円、下から2段目の森林組合が埋蔵文化財調査事務所の一部を使用していることから、電気料の負担をいただいたおります。これが、7万2,000円です。前年と同額です。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

**東出委員長** 説明が終わりました。これより質疑を受けます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** ないようでございますので、次に進んでいただきたいと思います。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 体育の関係の歳出から、ご説明いたします。

なお、25年度の体育関係の予算の特徴としましては、パークゴルフ場の管理が委員会に移管されたことに関わる新規計上があります。それから、社会教育グループの体育担当者がこれまで職員2名であったものが、25年度から職員1名と非常勤職員1名の2名になることが大きな特徴です。それから、プールの運営は25年度も知内町のプールを使わせていただく内諾を得ております。以上、3点です。

それでは、168ページをお開きください。168ページ、10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、1節 報酬、3万円。これは前年と同額です。8節の報償費 38万1,000円、これは前年から1万5,000円減額となっております。9節の旅費は、5万円前年と同額です。11節 需用費 27万8,000円、これも前年と同額です。

次ページの、12節 役務費 7,000円、これも前年と同額です。14節 使用料及び賃借料 17万2,000円、前年と同額です。19節 負担金補助及び交付金 32万1,000円、これも前年と同額です。

次に、2目の保健体育施設費です。4節 共済費 35万5,000円、前年から27万5,000円の増額です。これは先ほども説明しましたが、非常勤職員が1名配置されることによるものです。7節 賃金 771万8,000円、前年から302万7,000円の増額となっております。これは新年度からスポーツセンターに非常勤職員が1名配置されること。パークゴルフ場の管理が、教育委員会に移管され受付の臨時職員分賃金が増えたことによるものです。11節 需用費 631万9,000円、前年から115万9,000円増額となっております。これも主にパークゴルフ場の管理に関する経費の増額分でございます。12節 役務費 23万円、前年から1万円の減額です。13節 委託料 1,517万2,000円、前年から1,401万円の増額です。これは、町民プールの改修工事設計業務委託料が1,331万新規計上、パークゴルフ場の浄化槽管理委託料、同じく芝の殺虫委託料が25年度から計上されることによるものです。14節 使用料及び賃借料 52万4,000円、前年から4万3,000円増額となっております。15節 工事請負費、340万円前年から190万円の増額です。これは、老朽化したスポーツセンターの給水給湯管の更新工事と、たかとり球場の浄化槽のふたが劣化してきたという工事によるものです。原材料費 103万8,000円、前年から64万9,000円増額です。これは、パークゴルフ場のコースメンテナンスにかかる原材料費によるものです。18節 備品購入費 51万8,000円、これは53万円の減額です。前年は、プールクリーナーを104万8,000円計上しておりましたけれど、今回のものは芝生の活性を高めるために、芝生の目に穴を開ける機械、この自走式の機械を導入するものです。

以上で、保健体育総務費及び保健体育施設費の歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入です。歳入のことで特徴的なことは、「木古内町のスキー場条例の一部を改正する条例制定」について上程させていただきましたけれども、夜間の使用料を無料化し、歳入に計上しなかったことです。それから、パークゴルフ場の使用料が発生することです。

それでは、40ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、4目 教育費使用料、2節 保健体育施設費使用料 253万8,000円、前年から242万4,000円の増額となっております。これは、パークゴルフ場の使用料を244万5,000円、新規計上したことによるものでございます。

次に、70ページをお開きください。70ページ、19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、2節 雑入、スポーツセンターの公衆電話手数料 4,000円、雇用保険繰替金 1万6,000円を計上しております。

以上で、体育の関係の予算説明を終わります。

**東出委員長** 説明が終わりました。質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 169ページの賃金で、非常勤職員の賃金に計上なっています。いまの説明からしますと、教育委員会の職員定数1減の埋め合わせなのかなというふうに思っています。その関連で、施設管理する部分が増えるという、パーク場含めてかなり広範囲な業務が増える中で、非常勤職員のかたが指示をするようになるだろうと思うんですけど、いまの実態からしてはたしてそれがうまくクリアできるのだろうかという心配があります。例えば、経験者を雇用して任務に当たらせるとかそういうことになればいいんですが、そうじゃない新たな雇用をしてはたして管理ができるのだろうか。また、教育委員会とすれば、別な課長を中心にして監督するののかという考えがあるのかどうなのかというその部分をお答え願います。

それと、171ページの14節の使用料賃借料でタイヤショベルが何年来計上をしていますけれど、この借上げの期間と稼働実態。たぶん、除雪で使っていると思うのですが、ことしの冬の稼働実態はどうなのかという部分。もし、日数と時間等を押さえてないとするれば多少アバウトでも結構ですからお答え願います。

**東出委員長** 課長。

**佐藤生涯学習課長** 1点目の非常勤職員が管理をするのかということなのですが、もちろん非常勤職員さんにも管理に携わっていただくわけですが、やはり経験だとか、経験があるかたなのかどうなのかということもございますから、基本的にこのかた一人ということではなく、グループ全体で状況を把握しながら、建設水道課の施設の方々にもいままでと同様に連絡を密にしながら、力をいただくというような管理の体制になります。

タイヤショベルですが、いま手元に今年の実績はないのですが、タイヤショベルは教育委員会に基本的には置いておりますけれども、施設の方々がいろんな小回りのきかないところに行って除排雪をするとかフルに活用しております。ということで、有効に活用しているということをお願いいたします。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 非常勤職員に管理監督もさせるけれど、生涯学習グループ全体でやると、そして施設の担当職員も協力を願ってやると。誰か指揮監督する人間がいなければ、はたして例えばパークゴルフ場の管理含めて上手くいくのかなという心配します。これ以上追求はしませんけれど、その辺踏まえて十分、管理・運営、いままで以上のパークゴルフ場、「ことしはいいな」と言われるような管理を一つ努力していただきたいと思います。

**東出委員長** 関連しますが、タイヤショベルなんだけれど、毎年何年上げてますか。ずっと上げてます。途中で一回言ったことありますけれど、年間50何万でしょう。そうしたら、買って元が取れませんか。答弁では「教育施設以外のいろんなところでも使っている」というふうであれば、買ったらどうですか。私、前にも言ったんですけど、「検討します」と言ってもそれっきり借上げなんです。もう1台買えますよ、2台も。これちょっと財政のほうと協議して、50何万払うくらいなら高いですこれ。冬期間の一時的な借上げするのなら。ミニタイヤなんです。来年に向けてもう一回協議してください。あってもいいと思います、私は。予算を上げてきたら賛成します。

佐藤委員。

**佐藤委員** 今回からパークゴルフ場の関係は教育委員会で保管ということでございますが、

使用料の公金ですけれども、平日ですと終わると役場の金庫に納めるということで、これは従前どおりだというふうに思いますが、土日になった場合に若干金額も増えてくるのかなど、他町村から入ってきた場合に。そういう時の公金の管理はどのように考えているのかどうか。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 建設水道課に確認いたしましたら、いま現在の管理の仕方は、土日とか休みの時は役場の宿直室に預かっているらしいですけれども、今度教育委員会の内部で話し合いますのでそのかたに職員がいない場合は金庫に保管していただくと。そして、引き継ぎをしていただくということで、いまのところは内部の話になっています。

**東出委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 管理人にそうすると金庫を任せるという考え方ですか、土日の場合は。教育長その辺どうですか。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま現在も先ほど申し上げましたように、守衛さんに現場の受付のかたが売り上げ金を持ってきて、そこで引き継ぎをするというふうな管理体制になっております。たまたま場所が公民館、またはスポーツセンターにその場所が変わるだけで従前と同じような管理体制です。

**東出委員長** 理解しましたか。そのほか。

竹田委員。

**竹田委員** お許しいただければちょっと前に戻りたいのですけれど。

**東出委員長** 1点だけ。竹田委員。

**竹田委員** 公民館の講堂の扱いですけれども、今年度の予算計上も出てないということで、本会議の中で確認したら耐震調査をして、補強の診断が確定していないので予算計上できないという確かそういう説明だったと思いますが、去年の何月からか時期はわかりませんが、雨漏り等の中で講堂が使えない、成人式も確かスポーツセンターでやったという。例年やっているJAのふれあいイベントも講堂が使えなかった等が続いているのですが、今年度も予算計上を、年度途中で補正計上でもするというならいいけれども、先の答弁では「26年度に工事をかけたい」。そうすれば、26年の早くての夏場以降でないとは使用できないと、そういう施設とははたしてどうなんだろう。これはやはり、早急に耐震の補強の診断を早く求めて、どうするのがいいのか抜本的な構造を、取り替えなきゃならないのか、張り替えだけで済むのかという部分を含めて、早く方向性を出すように、この場では答えが出ないと思いますので、この場でこの部分は議論は継続したいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**東出委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 資料館の関係で1点質問させていただきますけれども、今年度から旧鶴岡小学校が資料館ということで、ことし作業員が2名ということで先ほどご説明ございましたけれど、資料館の作業員というのは単に作業員に変わりないと思うのですが、資料館に対する関心のある人であればすごくいいのですが、教育委員会としては公募する考え方なのかその辺のことお伺ひしたい。



**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 資料館の整備の作業されるかたの募集についてのご質問だと思いますが、基本的に公募して、その中でももちろん関心があつて技能の高いかたを選びたいと思っております。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 各施設についてお伺いいたしますが、今年度に関してはスキー場を無料化になったということですがけれども、それははたして人をもう少し多く利用してほしいという戦略なのか。いまの収入ぐらいであれば要らないという議論なのかわかりませんが、私はいまのスキー場の設備では、無料にしたから人が大幅に増えるというのは現状難しいのかなと感じるところであります。毎年リフトの点検されていると思いますが、現行のロープ塔になってから二十数年経つと思うのですが、現在のロープ塔の寿命と申しますか形態についてははたしてどうなのかという思いが、新しいものに変えなきゃならないのか、それともお金をかけてまで変えなくてもいいという判断なのか、その見解についてお伺いします。

それとスキー場に限ったことではないのですが、野球場でしたり、パーク場が教育委員会の管轄になったということで大変素晴らしい施設があるわけです、木古内町には。

ただ、野球場で申しますと野球人口の減少だったりして、利用者数が非常に減っている。テニスコートについてもそうだと思うのですが、そこで今後も施設を有効活用していくためには、我が町の方々に利用してもらうのはもちろん大事なんですけれども、少なくなっていけばいくほど要らないんじゃないのかという話も出てくると思うのです。そのような声がなされないように有効活用するために、例えば他市町への使用の快諾の話でしたりとか、案内でしたりとかあるいはスポーツ合宿をするまではない施設ではないかもしれないのですが、それに似たような誘致が可能なのかその戦略が必要だと思いますけれども、その部分についていままでの現状あるいは今後の見解があればお伺いしたいと思っております。

**東出委員長** 課長。

**佐藤生涯学習課長** スキー場のロープ塔の寿命がどのくらいかということですが、敷設してから一回もまだ取り替えてございません。メンテナンスの会社のかたから早く改修したほうがいいというようなアドバイスはいただいておりますけれども、やはり1,000万単位でかかるものでございまして予算は時々上げているのですが、財政的なものもありますので、いま現在施設の方々の努力によってだましまし使っている状態でございます。気持ちとしては早く改修したいと思っております。

野球場だとかも同様でございます。野球場でも得点板の辺りの腐食が目立ってきております。電気の関係もやはり腐食が目立ってきておりますので、それもやはり要望はしております。やはり財政的な面もありますので、現在すぐにできません。

それから、各施設の有効利用ということで、スポーツ合宿だとかの誘致はどうかということですが、野球場につきましては木古内町が独自にやっているわけではないのですが、知内町さんのほうの合宿があつてそれにサブで、例えば木古内町の野球場を使うとかそういう要請がございます。そういう時はお貸ししております。木古内町が自らがスポーツ合宿を企画して云々ということはまだ取り組んでおりません。

以上でございます。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 答弁については理解いたしました。やはり最初にお話したとおり、いまの場所の有効活用するために、当然悪くなった部分を改修の要望を出していると言いますが、やはり現状の利用者数だったり、利用価値がまとまらなければ当然予算も通らないと思います。ただ現状、やはり教育の部分でスポーツを通じてという非常に高いと私は考えているのですけれども、現在も人数は少なくなってきておりますけれども、地元の野球少年団ですとかサッカー少年団、非常に頑張っている子ども達があります。その子どものためにも、やはり施設の充実とは大事だと思いますので、それで今後改修をするに当たり、「ただ直してくれ」というのも危険な箇所は当然早急に直していると思うのですけれども、今後その施設をさらに見栄えと言いますか、よその町の人達がうらやましがられるためにはそういう施策ですね、戦略をより考えて、例えば「今回は中学校・高校、どここの人達が合宿に来るよ。今年は何校来る、来年は何校来る。」という戦略があれば必然的に、「じゃあ、あそこもう少し綺麗にしなきゃならないね」ということになっていくと思います。今後、プールは5レーンですのでスポーツにはどうなんだとありますけれども、パークゴルフ場あるいはプールに関しても、福祉の面でも大いに高齢者のかたに利用していただける施策を考えて、「せっかくなつくたのに、利用者が少ないね」と言う話にならないようにいろいろ考えていってほしいと思います。

スキー場ですけれども、現状のロープ塔が20年以上経っているから変えてほしいという話では、いまの形態ではとても「うん」とは言えないと思いますので。例えば、いまの左側の一段上がって、もう一段上までいって、最初はあのとに右のほうにももう一個山ができるだとか、いろいろ考えがあったとその当時の経緯はわからないのですけれども、やはりいまの形態をもう少し考えなければ、新規で機械をつけるまでにはならないのかなど。

いまも新幹線工事もだいぶ進んでしまいましたが、もうちょっと早く僕も考えていけばよかったのですけれども、例えば残土が出たのをちょうどへっこんで、またさらに奥に坂ありますよね。そこに埋め込んで全体の坂をつくるだとか、そういう作戦も考えつつ新しい機械、ロープ塔がリフトになるのか、知内のような形態になるのかですけれども、個人的にはそのようなスキー場の改修を考えてほしいなと私個人は考えますので、検討の一つに入れてほしいなという要望だけにしておきます。

**東出委員長** スキー場の関係のロープ塔なんだけれど、二十数年も経ってメーカーはどこかわからないけれど、いつ点検してもらったのか。これについてはあと、改善命令なのか勧告なのか、レッドカードなのかその辺も知りたいです、そこまであれしているなら。

お昼も近づいてますので、給食センターの事務調査がまだ残っていますので、私が言った部分をあれして。午後1時まで昼食のため休憩いたします。

**休憩** 午前11時57分

**再開** 午後 1時00分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

課長。

**佐藤生涯学習課長** ロープ塔の整備の関係ですね。これについてご報告申し上げます。まずロープ塔というのは、1985年、昭和60年に建設しております。日本ケーブルというところで施工しているのですが、物はスイス製でございます。外国のもので。スーパースターリフトということで、スイス製となっております。第一リフトと第二リフトがございます。毎年点検していただいているんですけれども、その都度、ちょこちょこ直しているのですが、やはりかなり経年劣化が激しいということで、今年度もシーズンの前に2か所ほど部品を取り替えたり、いろいろ修繕して30万ほどかかっております。根本的には全体を改修しなければ直らないですけれども、取り敢えず緊急を要するところだけはちょこちょこ部品を取り替えたり整備していただいております。今冬も、最初動かない状態だったんですけれど、それは調整してようやく部品を一部取り替えたりして動くようになっております。以上でございます。

**東出委員長** 寿命は何年なの。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 寿命は何年というふうには調べてございません。すみません、申し訳ございません。ただ、点検費の中見ますと、かなりあちこち傷んでいるということは28年経っていますので、正確な寿命は私は言えませんけれども、施設としてはかなり老朽化していると思います。

**東出委員長** 危険性はないの、使用上。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 例えば、自動的にワイヤーが張ってありまして、そこに自動的に子どもがロープを離せないで突っ込んだ場合は、そこでワイヤーが引っ掛かって電源が抜けるとかそういうふうになっておりますけれども、それらの全体的に直接すぐ危険性があるかないかということは、「ある」とは申し上げませんが、やはり老朽化しているということは危険性がそれだけ増えているのではないかと私は思います。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** であれば、第6次の振興計画の中にこのことは教育委員会として要望を出して、ロープ塔の改修までもっていかうとするという考えはあるのかな。あるいは、いま第2までなんだ、ロープ塔が。それから一番高いところまで。子ども達がロープ塔から離れて登って行かないとならない。そういう意味で、やはり専門の日本スキー連盟の小島さんに言わせると、「上までロープ塔をもっていけば、コース的にはすごくいいコース」だと言う。そういう見解を小島さんも持っています。そういう意味では、時期振興計画の中に教育委員会として早い時期になんとかというのもあげないとだめでないのかな。私はそう思っています。

**東出委員長** 教育長。

**野村教育長** ただいまのロープ塔のあるいはリフトの関係について、次期の振興計画に掲載するというようなご意見でございますけれども。振興計画と合わせて教育中期計画を策定してまいりますので、その辺りの関連性を踏まえながら、ロープ塔以外のところも施設の改修等も含めて計画に盛り込むような検討をさせていただきたいというふうに思っています。

**東出委員長** 委員さん、よろしいでしょうか。あとほかに。

笠井委員。

**笠井委員** パークゴルフ場の受付の中に一般の人が入ったり、またはご飯を食べたりして

いる人がいます。臨時で採用した女の子が「入って食べて」と言っていると思うんだけど、一切そういう人はこれから入れないでください。お願いします。

**東出委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま笠井委員からの管理の関係で、事務室の中に一般のかたが入られているとういことで、そういう状況を承知してなかったものですから申し訳ございません。今後、管理上徹底したいと思います。

**東出委員長** よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** なければ学校給食に入ってください。

学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** 次に、学校給食センターに関する予算について説明いたします。

まず歳出です。平成25年度の学校給食センター事業で特徴的な内容は、平成24年度いっぱい調理職員が1名退職することに伴いまして、25年度には1名非常勤職員を採用することと、給食センターの屋上の防水補修工事の予算を計上したことです。

また、平成24年度途中からほうれん草の生産組合さんから無償提供を受け学校給食に使わせていただいております、平成25年度も引き続きお願いすることになっております。

また、この3月からはニラの生産組合さんからも無償提供をいただいております。

それでは、171ページをお開きください。3目 学校給食費、1節 報酬 2万4,000円、前年と額です。これは、学校給食センターの運営委員さんへの報酬です。4節 共済費 8万6,000円、前年比27万6,000円の増額です。これは、いま申しましたように職員が1名退職し、非常勤職員の人数が3人になるためのものです。7節 賃金 544万9,000円、対前年110万9,000円の増額です。これも同様の理由からです。

次のページ、8節 報償費 1万円、対前年比7,000円の減額です。これは学校給食費の取り扱い報償費で、取り扱いの対象者の減少によるものです。9節 旅費 8万7,000円、前年と同額です。11節 需用費 1,150万1,000円、対前年64万円の増額です。主なものは調理用の消耗品費が19万6,000円増額、修繕費が49万9,000円増額によるものです。12節 役務費 44万7,000円、前年から5万7,000円の減額です。

次のページ、13節 委託料 738万5,000円、前年比40万5,000円の減額となっております。これは、給食費の配送委託料が17万9,000円減額、食数の減によります米飯容器洗浄殺菌保管料が3万2,000円減額、3年に1回必要な排水施設の汚泥処理委託料が20万4,000円、24年度かかったんですが新年度はかからないので減額によるものです。14節 使用料及び賃借料 6万6,000円、前年と同額です。15節 工事請負費 220万円、これは給食センターの屋上防水の補修工事の費用を計上するものです。現在のウレタン防水で防水しているのですが、その保護皮膜が劣化し剥離はじめていますのでこれを補修するものです。

次のページ、16節 原材料費 1,406万7,000円、前年比160万9,000円の減額となっております。これは、給食数の減数によるものです。19節 負担金及び交付金 1万7,000円、前年と同額です。

引き続き、歳入よろしいでしょうか。歳入をご説明いたします。

69ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 学校給食費、1,424万9,000円、前年比160万7,000円の減額となっております。これにつきましては、歳

出の説明と同じように食数の減数によるものです。

以上で、学校給食センターの予算説明を終わります。

**東出委員長** 学校給食センターの説明が終わりました。これより質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 冒頭、学校給食センターの24年度で1名退職に伴う臨時さんの部分が110万ほど増えているのかなという。退職後の給食センター調理員の雇用についてはたぶん、100万という金額からすれば季節雇用かなという捉え方するのですが、昨年の予算で揚げ物対応を含めた部分で賃金計上しましたよね。その部分の差からすれば、月10万にも満たないという単価になるわけですから、そういう捉え方でいいのかどうなのかという部分。

それと将来、例えば米飯の委託してますよね、現在。北島さんに現在は委託しているんですけど。児童生徒の減少から給食センター自体もかつてのピークの頃から見れば、かなり余裕のある施設になったのかなというそういう一つの認識。それと、衛生上からして前の構造と変わってきたということと、いま給食センターでも米飯が炊ける設備になっているのかどうなのかという部分を確認したいと思います。

**東出委員長** 2点。学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** 賃金の中身ですけれども、増額した分で新しく雇用する非常勤職員の分が賄えるのかというご質問ですけれども、いま竹田委員もおっしゃったように前の年の予算は揚げ物の関係もあります。今回は、揚げ物の部分が手当しておりますので、この110万、実際は季節雇用ではなく毎日、常勤でございます。日額が5,700円。単純に増額した部分だけでなく、もっと実際は1名の部分はもう少しいきます。5,700×245日見しております。139万6,500円、非常勤職員さんの計上しております。

それから、米飯の関係ですけれども余裕が出てきたのではないかとということで、いまの施設が平成15年度から稼働して、600ほどの給食の供給能力があります。現在、供給しているのは300ほどです。その施設の中で、米飯をできるのかどうかということですが、米飯の専用の釜は設備してございませんが、将来的にそこに配置できないかということ、できないわけではございません。そういうことは可能性あります。できる物理的な部分はございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 110万増えた部分ではなくて日額、5,700円の245日稼働で積算をしたと。去年、揚げ物対応の臨時さんが必要だということで、確か補正か何かでしたのですけれども、今年度なぜ揚げ物が必要なくなったのかどうなのかという部分と、3等分しますと臨時さんでも単価が違うということなのかどうなのかという部分の中身の説明。

それと、米飯の部分をいま聞いたのは今年度からどうこうでなくて、将来そういう児童が半減したら当然給食センターのいまの設備からして、釜だけを設置すれば例えばご飯が炊けるという状態であれば、そしていま教育委員会の考えは給食センターは直営ですよ。町の直営で直轄でやっているということは、委託の経費をかけなくても給食センターで自賄いできるのではないかと考えるのですよ。確かに現在、委託している業者さんについてはその分の設備投資をしているわけですから、それはいま言ってあすからというわけにはいかないと。ですから、長期ビジョンの中でやはり、27年になれば職員がゼロになるということになりますよね。そういうことも含めて前に言っている指定管理を含めた、ト

一タルの的にそれまでに米飯も直であれしたほうがどうなんだろうという、そういう検討を含めてですね、やはりいまから検討に入っていただきたいという含めた問いかけをしているわけですから、そういう部分も含めてまず給食センターを管理する課として、どういう見解なのかという部分を求めたいと思います。

**東出委員長** 学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** 揚げ物の関係ですが、直接の原因というのは食数が減っているということです。揚げ物に非常に時間がかかったり、そういうことでパートさんの賃金を計上した経緯があります。しかし、数によっていま一人でも間に合うような食数になってきております。新年度は、パートさんの分を見なくてもいいということで予算計上しませんでした。いわゆる食数の関係です。揚げ物の数です。

それから、賃金の関係で3分の1で割ると云々ということではなくて、いま現在あと2名非常勤職員さんこれやります。この方々は23年度に採用されたかたですが、24年度から月給制になっておりまして手当が出ております。ですから、新年度に予算措置するかたとは条件が違うわけです。新年度のかたは日額の条件になっております。

それから、長期ビジョンのことでお尋ねですけれども、確かに竹田委員がおっしゃるようにいま現在、北島さんに委託しております。既に業者さんが設備を自己負担やっているわけですけれども、そういう中で相手があることですから、いますぐどうのこうのということはいえないんですけれども、おっしゃるように長期のビジョンの中ではそういうことも課題の一つだと認識しております。

**東出委員長** ほかに。竹田委員。

**竹田委員** もう一回で終わりますけれど、この揚げ物の関係です。今年度は、例えば揚げ物の数が減った、だから現在いる非常勤の3名で賄えると。ですけれど、また来年は例えば、揚げ物が多くなったらまたパートさんを増やさなきゃならないという考えなのか、今後ともこの3名の非常勤さんで賄えるのか。確かに、その時々いろいろなあれがあるかと思うのですが、例えば食に関する部分でそうだった場合に無理がかからないのかどうかという部分が心配なものですから。それで「もう大丈夫だ」と言うことであれば、今後3名の体制でずっと揚げ物も含めて対応すると。

そして、もう一つ米飯の関係ですけれど、長期ビジョンにたって、これはやはり現在委託している業者さんがいるわけですから、そことの接点を持つ中で時期がくれば委託している業者さんの釜の更新だとか、設備の更新だとかあると思うのですよね。その時点でどうだろうということも含めて、十分な検討を一つするようにはしていただきたいことで、この米飯の部分は要望としますので、一つよろしく。

**東出委員長** 学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** 揚げ物の関係ですけれども、揚げ物はどうして予算を補正したかと言いますと、つくってから食べるまで2時間なら2時間という中でやらなきゃならない。

ところが揚げ物が時間がかかって、そういうことで時間が非常にオーバーするということが予算を補正させていただきました。やはり揚げ物の数ですね。あと、ハサップと言って衛生の管理の基準ありますよね。それでその中で、午前中の業務を午後へ変更したとか、そういうことで作業時間の短縮をいろいろ図って工夫したと、そういう原因も賃金の中を減少させたという要因の一つです。いまのところ出てこないと思っております。

**東出委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 簡単に質問させていただきますけれども、予算に直接は関係はないわけですが、いまの小中学校の子どもさんの中で、アレルギーの体質の子どもさんがどのくらいおられるのか、もしいるとしたらその子どもさんの対応は、教育委員会の人達はどのような対応をされているのか質問します。

**東出委員長** 確か所管事務調査とダブった部分があるんですけど、もう一回。

学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** 佐藤委員のお尋ねですけれども、アレルギーの対応はどうしているのかということですね。現在、アレルギーのお子さんが児童生徒合わせまして8名わかっております。そのうち、魚だけの子が2人、牛乳と卵どちらもだめだという子が1人、魚卵がだめな子が1人、果物がだめだという子が1人、魚卵と果物合わせてお子さんが1人、豆と果物合わせてだめだという子が1人、蕎麦でだめだというのが1人います。これらは、何年までその子達があるかというのは一応承知してございます。各代替えのものを、例えば魚がだめだったら肉だとか、そういうもので1人ずつ対応しております。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 私自身もこの給食センター運営委員に所属しておりまして、その中の会議でも話が出ていて、その中の質問とちょっと重複するのですが、その委員会の中の話で、給食費、要は、「徴収する給食費の中で食材を賄う」というようなお話をいただきました。

その時に聞いたのが、木古内町でそのように決まっているのか、それとも道教委あるいはその他の市町村との申し合わせと申しますか、その中で決まっているのか、ちょっとはつきり理解できなかったものですから、この仕組みについてルールについて説明いただきたいと思います。

**東出委員長** 学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** これは、一般的に学校給食費というのは、原材料のみを負担していただいております。ですから、人件費だとかその他の光熱費等は町の持ち出しです。私会計のところもありますし、木古内の場合は町の一般会計でやっておりますけれども、そういうどこの会計でも基本的に原材料費のみの請求でございまして。ですから、人件費だとかそういうものは入っていません。そういう面での私会計・公会計関係なく、原則はそれが基本でございまして。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 原則基本というのは、どの原則なのか。いまの中身はわかりました。どういう仕分けをしているのか、それはよその市町村と見習ってそうしているものなのか、それが平均だからそういうルールで木古内もしているのですよというだけの話なのか、それとも必ずそうしなければならないという規定があるのかどうか。

**東出委員長** 学校給食センター長。

**佐藤学校給食センター長** 必ずそうしなければならないということはないと思います。例えば、財政力が豊かなところは材料費を一部町が持っているところもあります。ただ、それは一部の町だと思います。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** それでは、必ずそうしなければならないというルールがあるわけではないとい

う理解ですので、そこを踏まえてひとつ提案といいますか、今後の予算に検討していただきたいのですけれども、午前中にもちょっと給食費を無料にしている市町村があるという話をさせてもらいました。僕も調べたところ、ちょっと道内では見つけられませんでした。

ただ、全国的には完全無償化にしている市町村もございます。また、完全無償化ではないにしろ第2子からは半額、あるいは第3子は無償としている市町村、あるいは村もあります。これは午前にも話したとおり、木古内町の施策として子達に力を入れているのだという、そういう施策だと思います。先ほど申し上げましたとおり、各施設についても、これは木古内町は高齢者にも優しい町というのはもちろんなのですけれども、子どもに対して手厚いのだということを示すことによりまして、定住化そのようなことにもつながっていくのではないかと。教育現場から発信することが木古内町の飛躍につながることも大いにあり得ると考えますので、是非そのような施策を教育現場からいろいろ検討していただき発信していただきたいなという期待とお願いを延べ、これは要望として終わらせていただきます。

**東出委員長** ほかに。教育長。

**野村教育長** 先ほどの給食費の経費の負担というような部分について、どのような部分で明記されているのかというような話がありましたけれども、これは学校給食法です。

学校給食法の第11条に施設の経費だとか、それから人件費等については、その負担は自治体で行うというようなことになっております。それで、そのほかいわゆる学校給食費、食材、原材料費これについては、保護者が負担するというふうになっております。それで、いま平野委員のほうから要望ということで承りましたけれども、現状としてはやはりその給食費の無料化をしている町はあります。自治体はあります。それは、少子化対策というような形の中で実施しているところですが、これについては財源を伴う部分がありますので、今後検討のひとつになろうかなというふうに思います。以上でございます。

**東出委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 1時31分

**再開** 午後 1時54分

## (2) 国保病院

**議案第22号** 木古内町介護老人保健施設事業に地方公営事業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

国保病院の皆様、きょうはどうもご苦勞様でございました。まして、時間もずれてしまいまして大変、ご迷惑をおかけいたしました。早速、審査に入りたいと思いますけれども、条例がありますのでそちらから先に入りたいと思います。

**議案第22号** 木古内町介護老人保健施設事業に地方公営事業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。地本事務長。



**地本病院事務長** それでは、議案第22号 木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

議案説明資料で説明いたしますので、資料番号1の9ページです。

最初に、例規類一覧表については、過日の総務経済常任委員会において説明がありますので、省略してよろしいでしょうか。

**東出委員長** よろしいです。事務長。

**地本病院事務長** それであれば、12ページの関係条例の改正をご説明いたします。

12ページをお開き願います。

(第1条関係)、木古内町病院事業の設置等に関する条例の改正は、経営の基本の第2条の第2項で事業名、施設名などへ改め、事業名を木古内町国民健康保険病院事業、木古内町介護老人保健施設事業。13ページです。木古内町訪問看護ステーション事業とする改正内容です。

第4条の組織では、木古内町国民健康保険病院事業、木古内町介護老人保健施設事業、木古内町訪問看護ステーション事業及び病院事業事務局へ改める内容でございます。

次に、(第2条関係)、木古内町病院事業使用条例の改正ですが、改正内容の多くは、全部適用に伴う内容ですが一部、国保病院事業の使用料を改正内容が含んでおります。

第1条の目的では文言の整理で、第2条の使用料、手数料及び利用料の改正では、老健施設の別表を加えることによる別表を整理する内容です

14ページです。同条第1項第6号は、災害補償等に係わる診療料金の設定です。現行条例では、労災や自賠責それぞれ1点単価の算定方法が明文されておりませんので、この程条例を整備することにいたしました。

労働者災害補償保険法は、労災診療費算定基準によりいままでどおりの11円50銭、自動車損害賠償保障法は、自由診療であり各医療機関の決定とされていることから、いままでどおりの20円として算定した額とする内容を加えるものでございます。第2項では、一般自費患者は、健康保険法の規定による算定方法により1点単価を20円から10円とする改正内容です。

15ページをお開き願います。同条の第5条の第2項、医学上その他必要があると認めた時は、使用料、手数料及び利用料を減免することができる条文を加える内容です。

第2条関係の別表の1であります。現行の別表第1及び次のページの下の方に、現行ですけれども、別表第2は木古内町国民健康保険病院の使用料及び手数料ですが、前のページへお戻りください。15ページです。別表第1を木古内町国民健康保険病院事業の使用料及び手数料として、別表第1を全て包含していると、病院事業を。その使用料の一番下にある月額にある売店がありますけれども、売店の使用料を月額30,000円から13,600円へ改正する内容でございます。平成22年5月の新病院開設以来、院内売店を営業していただいている「セラーズひらの」代表平野様より、「経営状況が厳しい現状であり、使用料の軽減の要請があり」検討した結果、院内売店の設置目的は患者サービスの一つとして重要と位置付けており、今後も継続的に売店の営業を行って頂くために、減額改正をいたしました。改正する金額の算定ですが、病院施設である売店内の照明機器及び空調機器の電気使用料金相当額といたしました。

16ページをお開き願います。別表第2を木古内町介護老人保健施設事業とする。なお、利用料などの変更はありません。

17ページを飛びまして、18ページです。別表第3を木古内町訪問看護ステーション事業とする。なお、使用料の変更はありません。

19ページです。(第3条関係)、木古内町病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例では、第1条の目的で、木古内町病院事業が行う木古内町国民健康保険病院事業、木古内町介護老人保健施設事業及び木古内町訪問看護ステーション事業とする改正内容です。

次に、(第4条関係)、木古内町国民健康保険病院奨学資金貸付条例の改正ですが、題名を木古内町看護師養成奨学資金貸付条例に改正し、第1条の目的では、木古内町介護老人保健施設を加える内容です。このことは、老健施設の職員配置基準であります、看護師を確保する目的により改正をいたします。

20ページです。文言の整理でございます。

次に、議案第22条号の一番最後のページ、5ページを開いていただいて、第5条は廃止する条例です。第1号の老健施設長の給与条例から第5号の資本剰余金の処分条例まで廃止をします。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するというところでございます。

資料の最後のページにありました、全部適用の病院事業の組織図であります、過日の委員会で説明しておりますので、省略させていただきます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

**東出委員長** 議案第22号に対する説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 資料の14ページ、自由診療で20円を10円にしたという定義というか、その考えを一点お願いします。それと、現在は病院事業として病院事業、老健事業、ステーションという大きな3本柱での運営になるのですけれども、現在は訪問ステーションを休止になっているかと思えますけれども、これだけ3本柱にしたということですから、近い将来ステーションの開設が出てくるのかというふうに思われます。それでその時期等、もし予定されているのであればその辺についても考えを求めたいと思います。

**東出委員長** 2点について、事務長。

**地本病院事務長** 現行の自由診療20点というのは当時、おそらくこの条例が策定された段階で、自由診療は交通事故という認識で現行条例がつけられたというふうに認識をいたします、20円。したがって、現状条例の20円を交通事故で20円で適用していたということで、これを交通事故は交通事故、自賠責は自賠責、労災は労災として、それはそれとして制定をして、この10円というのはどういうものがあるかという、例えばですけれども、ノロウイルスの検査は過去は一般自由診療として自費でありました。これは、健康保険の点数で10円単価でいただいておりますけれども、ここがいまでも65歳以下はノロウイルスの検査は保険適用外です。したがって、それを明確にするために1点単価として10円をかけていただくということに今回、この10円としたということです。一例をあげてそういうノロウイルスの検査があるということです。

それから、この訪問看護ステーションはたびたび見直しを含めて質問が出ますけれども、

この訪問看護ステーションを休止にした背景というのは皆さんご存知のとおり、看護師が不足するために本体の10対1の看護基準が取れないということがあって、やむなく休止をしている状態です。その代わりに、病院で行っている訪問看護はあります。これはこれでサービスを提供していると。訪問看護ステーションがいつ再開できるかという、いまの段階では看護師の確保が今後、退職者がどんどん出てきますから、そういう見通しの中ではいま再開する見通しは現在、持っていません。以上でございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 確かに、自由診療はいままで自賠責を対象とした20円から10円、これはいい制度というか、よくしたなという部分です。ただ、労災とか交通事故、わざわざ従前から労災はこの単価で行っていたのですけれども、あえて全適になって災害補償に関する云々のこういう部分で別に定めなければだめになったのか、自賠責も含めて。これは、従前からこの制度は、労災の単価というのはいきているはずだと思うのですけれども、急に今回出てきたのかどうなのかという部分について確認をしたいと思います。

**東出委員長** 事務長。

**地本病院事務長** 先ほど説明をしたとおり、労災のこの単価の設定です。2本立てになっています。11円50銭と12円、この選択をどちらにするのかという、非課税といわゆる医療機関、自治体病院ですね。ここが11円50銭というふうになって、もう一つは課税の医療機関、法人ですね。ここは12円ということです。うちは、確かに自治体病院ですから、自ずから11円51銭となるのですけれども、明確に今回は11円51銭ということで明確にしたと。交通事故の20円、ここはあくまで自由診療で医療機関に任されております。これは、厚生労働省と日本医師会の取り決めもありまして、各都道府県の医師会あるいは都道府県の自賠責の関係と取り決めはあるのですけれども、最終的には保健医療機関で自由診療の設定をします。ここが、15円だったり20円だったり30円のところもあります、様々です。そういう形で従来、当病院でやっていた20円はそのまま20円として踏襲していたということでございます。

**東出委員長** よろしいですね、そのほか。

なければ、議案第22号については審議を終了してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

**東出委員長** よろしいようでございますので、次に入りたいと思います。

それでは、病院事業会計に入る前に、平成25年度の国保病院の経営的今年度目標があるかと思っておりますので、その辺について簡潔に小澤管理者のほうからご説明いただきたいと思っておりますので、小澤管理者よろしくお願いたします。

**小澤病院事業管理者** 平成25年度の当初予算についてご審議をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、あとで事務方からご説明がございまして、私からは概要についてちょっと申し上げます。

病院事業の収益に関しましては、医師が2名増えるということで当然、増収があるだろうというふうに見込んでおりますが、医師の能力とか慣れ具合とかいろいろな条件がありますので、その収益についてはごく内輪で抑えてございます。それからまた、国からの繰入額にしましても従来、病床数に対して金額がおりておりましたが、新しい前政権のもとで病院改革プランが出ましたときに、実働、稼働ベット数で支払われるというようなこと

がありましたので、どちらになるのかまだ決まっておられません。それで、ごく内輪でいま稼働しております実数の73をもって予算計上しております。そういうのが事業計画であります。一方、事業の費用につきましては、病院の質的向上を目指すための費用というのはもちろんでございますけれども、加えて病院新築・移転に要した起債の元金償還というのが平成25年からはじまります。そういうことと、また加えて引き続き医師とか看護師、理学療法士というものがまだ不足しておりますので、それを雇用するための費用というふうなものも計上してございます。

この結果、昨年同様の赤字予算にはなっておりますけれども、事業費用の中で現金を伴わないというものも含まれておりますので、実質的には資金ベースにおいては赤字額は5,200万円ほどとなっております。

なお、これに対しまして、これまで蓄積されました現金を所有しているという事情がございますので、不良債務を発生させません。したがって、財政健全化法に定める連結実質赤字比率への影響は全く生じないという内容になってございます。

引き続き、事務方から詳細についてご説明申し上げます。

**東出委員長** どうもありがとうございます。それでは、事務的な部分は地本事務長、よろしく説明願います。

**地本病院事務長** それでは、予算書の説明資料の72ページを開いてください。

それでは、平成25年度の国民健康保険病院事業の会計について説明を申し上げます。

支出より説明申し上げます。国保病31ページです。資料のほうは73ページです。

資料のほうで、病院事業費用一覧表に書いております。トータルで、昨年より646万4,000円の増です。一般的には給与費が増になって経費が減が大きな要素でございます。

それでは、詳細について説明申し上げます。

予算書の31ページですけれども今回、先ほど管理者のほうから説明があったように、人件費のほうで、給料で約180万円が増です。ここは、昨年の当初予算よりも1名増となって6名から7名。現在は、常勤医が4月から6名となっておりますけれども、6名から7名という形で1名増にしております。実質、6名の常勤医プラス内科医、内視鏡ができる医師を今後、確保するために動きますので実質、管理者プラス7名で1名増を多く見えています、人件費です。

次に、予算書の32ページ。この中で、真ん中に報酬があります。約1,400万円を前年度より削減です。これは、常勤医師が確保されましたので、東京から来ている出張医の先生が連休明け、佐藤医師ですけれども引継ぎを含めて4月末で退職をするということから、この報酬が約1,400万円減をしたということでございます。

次に、賃金で約2,700万円が増になっています。この中で、医師の賃金2名というのがあります。これは、歯科医師1名プラス、静岡県御殿場から来る医師、吉武先生なのですけれども、先生の希望もありましてお子さんの就学もあったり、慣れるまでちょっと自由が時間も含めてフルではないということで希望しています。4月の第3週あたりから診療のコマ数に入っていきますけれども、そこもまだフルといいますか、8時半から5時までという勤務を希望しておりませんので、ここは慣れ次第、フルになったときには正職員化にという先生のご意向もありますので、当面はこの賃金として約2,000万円くらいを見えていますけれども、この賃金としてみて正職員になった場合は、ここは人件費の中ですから何ら

中味は変わりはありませんけれども、そういう流れになっているということでもあります。

次に、予算書の34ページです。説明資料でありますけれども75ページです。34ページも、この項目の中で一番、旅費・交通費が150万円が減になっているということです。ここも、同じように出張医が4月いっぱい等々で辞めることから、150万円が減になったということでございます。

次に、35ページであります。修繕費の中で、1,041万5,000円がありますけれども、ここが昨年より330万円の増でございます。ここの説明資料、75ページの中段より下に、6、修繕費とあります。車両、医療機器、そして次に、院内外の施設修繕等、ここがこの部分で増えている要素なのです。医師住宅が、約経過年数9年経って外壁等もかなり腐食しているようになってきていますので、ここを8戸中4戸を。25年度は、半分の2戸の外壁等の塗装をかけていきたいということでございます。維持補修をしていきたいということでございます。ここが増えております。

次に、予算書の37ページです。一番下で、委託料の中段下、病院機能評価審査業務委託料 136万5,000円の追加です。本会議場の一般質問等々がありましたけれども、その中で、それから執行方針にもありましたけれども、ここを受審するために日本医療機構に対して委託をかけると。これが、136万5,000円でございます。

次の、その下に諸会費とあります。ここが、昨年より2,000万円ほど減になっています。減の要素は、一般会計負担金が昨年までは過疎分として、過疎債の部分を病院のほうで返還分を返すと実質、町の持ち出しはないのですけれども、昨年までは2か年分を返していました。ことしは、去年の過疎分、24年分として2,000万円ほどを一括で町に返して、町のほうが今度は償還をしていくという流れです。したがって、過疎債の2年分が1年分削られましたので、約2,100万円ほど減になったということでございます。

支出については、簡単でございますけれども以上でございます。

**東出委員長** 事務長のほうで、大きなところのみの説明でございますけれども、皆さんのほうでここを聞きたいということであれば遠慮なく出していただきたいと思えます。

まず、そうしたら病院のいま支出の部分で話されましたけれどもここで一旦、切ってよろしいですか。ここで質疑を受けます。

又地委員。

**又地委員** 交際費が30万円なのだけれども、従来は管理者を置かなかつたから院長の交際費のようなものだったけれども、今度はだれの交際費になるのですか。

**東出委員長** 事務長。

**地本病院事務長** 事業管理者の交際費でございます。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 少なくないですか。

**東出委員長** 事務長。

**地本病院事務長** 過去に、交際費の使用の問題がいろいろと議会で議論をされたと記憶をしております。この交際費の扱いについて、ルールが行政側になると認識をしております。

この交際費の幅を広げてしまうと、全て使えるのですけれども、現在はほとんどがこの交際費として使っているのは、出張医で来ている医療機関への夏冬のお歳暮等ぐらいなもので、交際費とっていいかわかりませんが、その範囲内でいまは収まって

おります。以上です。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 以前は、ドクターの確保等々に、たとえば医大だとか北大に行って確保するときには、交際費という名目の中でいろいろ医局行くときに出資したと。交際費の中で対応したという部分もあったのです。ところが、道のほうからいろいろ道議会等でも注文が付いて、それが「医局にわたるのはおかしい」ということでそれ依頼、何か交際費が縮減されたという経過もあるのだけれども、たまたまことしは2名のドクターが来るということで、内定しているようですからあれだけれども、これからたとえば看護師等々にかんしても、やはり管理者に走ってもらって歩かなければだめだろうというような気もする中で、はたして30万円でもいいのかと。そんなふうに思っているものですからちょっと伺いました。

それともう1点、病院に出入りしている業者さん、薬屋さんからいろいろいると思うのですけれども、これは例えば、病院で投与している薬等に関しても、例えばどんな形で入れているのだらうと、これは私も監査委員をやっている、ちょっとわからない部分なのですけれども、例えば例年、前年度の値段で購入しているように感じているのですけれども、これはあれでしょうか。私は、例えば1年間トータルしてみると、例えば病院にいろいろなものを納めている業者さんの、例えばA業者さん、A業者さんは1年間にこれだけ病院にもものを納めていて、A業者がこれだけのものを買っていると、あるいはA、B、C、D、E、大変な数だと思うのです。それを1年間トータルを出してみても、そして翌年の予算編成をする時に、例えば平成23年度はこれだけ買っていた。ですから次年度は、「こんなに買っているのだから、このくらいまで負けてくれませんか」というような交渉というのは、管理者できないものなのでしょうか。私は、一般の事業主はやっているのです。例えば、A業者からはこれだけ資材を買っていた。そうすると次年度、例えば前年度と同じものと同じだけ買う時には去年は仮に2,000万円買っていたので、ことしは5%を値引き起きないかということ交渉するのです。そういう方法を病院としてはできないものなのかなと。それをするとすることは、事務担当も集計を出さないでだめですので、仕事の量は増えると思うのですけれども、私は、たいした仕事ではないと思っているのです。そういう交渉というのは管理者できないものなのでしょうか。

(「関連」という声あり)

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いま、薬品の部分の同僚議員から出されましたけれども、私はまた違った視点で、管内の医療機関で薬の横流しというか、そういう部分の事犯もあったということで、この薬の管理について管理者はどのような考えを持っているかという部分もあわせて答弁願います。

**東出委員長** 事務長。

**地本病院事務長** 診療材料の中で薬品が結構大きく、院外になってからかなり3分の1ほどになりましたけれども、基本的にこの数量を全てわかります。それはなぜわかるかという、例えば、アリナミンという錠剤にコード表がついておりますので、そのコード表を僕は見ますので、それを年間いくら使っているか、したがってそこでいくら錠剤を使っていますと、ここで交渉しますから、その使用頻度によって値段が違います。したがって、そういうふうな交渉はしています。ただし、これは診療報酬が改正された時点、2年に1回

であります。この時に全て交渉しているということです。納入、出庫の在庫管理は現場ではなくて、今後の扱い方でいいですか。

**東出委員長** 小澤管理者。

**小澤管理者** 一括してこれ位の値引きをするようにという交渉は大変難しいかと思えます。なぜかと言いますと、薬品毎に見積もり合わせをしますのです。ですから、その見積もりに合わせて交渉しますので、その都度、その都度、個々にやっていくという状況があります。今後もまた、そういうやり方が一番適当だろうと思えます。なぜかと申しますと、保険報酬改定があるたびにまた変わってきますので、その内容もまた変わってくるということで、その時々刻々あわせて値段交渉していくというのが、これからもまた一番いい方法ではないかと思っています。

それから、薬品管理のことにつきましてですが、ある病院で横流しの問題が出たというふうな話をニュースで聞いていますが、そのひとつの大きな問題は薬剤管理をするのが単独でやっていたといったところが大きな問題だと思います。購入にきちんと事務が関与して、棚卸しをきちんと薬局という複数の者でチェックをするというのが一番望ましいし、当病院ではそういうふうな点ではきちんとやっているというふうに理解しています。

以上でよろしいでしょうか。

**東出委員長** ちょっといいですか、一点だけ。今回、医師が2名増える。そうすることによって、医師の件費が相当数上がりますよね。ただ、先ほどの説明の中で玉井先生、佐藤先生、それから恐らく出張で函館の協会病院ですか、どこからか来ていたと思うのですけれども、その辺の関係で当然、切っていくところは切っていくと思うのですけれども、そうすると2名の医師の分の増として単純に見ていかなければならない。だけれども反面、落としていく人がいるので、そうすると実際の純増たる部分では、医師1名分くらいは人件費として浮くのではないのかという認識でいるのですけれども、その辺の見解はそういう見解なのでしょうか。管理者。

**小澤管理者** 臨時というのは、病院に対する愛情の持ち方とか、それから患者さんに対する信頼性とかというものはかなり落ちます。したがって、収益の面では確かに来る患者さんを裁くという面では非常に有用であります。病院の質を上げるという点ではまだまだ臨時は賄えないというところがあります。したがって、今度は常勤になりますとその人達は愛情を持ってまた病院に接するというので、たぶん患者さんが増えて定着してくれるのではないのかというふうに思っております。出費だけではなくて、そうすることによって利益を上げようとするその差し引きがいきらかということになると当然、料金が多いほうが収益性はずっと上がるのだらうと思っております。お答えになりましたでしょうか。

**東出委員長** ただ、会計上は医師1名くらいの増なのかなという認識をしたものですから、その辺はどういう見解を持っていますか。事務長。

**地本病院事務長** 先ほど説明の中で、玉井先生、佐藤先生のご退職ということになりますけれども、委託をしております金曜日の午後から来ている協立病院がここも切れます。それをトータルすると、約2,700万円くらいに減になると思います。約、医師1名分が委託料等々で減になると、純増は1名分、2名ですから。実質、1名分が増になるということです。

**東出委員長** わかりました、そのほか。新井田委員。

**新井田委員** 一点だけちょっとお尋ねしたいと思えます。ちょっと的と射ていない部分な

のかも知れませんが、ちょっとお許し願いたいと思います。雑費で広告料ということで、69万3,000円を計上していますが、これをちょっとかみ砕いて聞かせていただけませんか。

**東出委員長** 平野主査。

**平野主査** 新井田委員さんのご質問に対してご説明いたします。広告料69万3,000円の内訳としましては、医師募集並びに看護師募集に対する広告費用を計上しております。内訳につきましては、北海道医師会で出版しております冊子が年間12号発行されますので、それに対する広告が12回分、5,000円で税込み6万3,000円。また、インターネット媒体を活用して医師の募集をかけている業者のホームページを活用して年1回、これは12か月継続で税込み42万円。医師関係が48万3,000円とあります。また、看護師の募集広告でありますけれども、定期的に無料であります北海道新聞の道南版等を活用しているのですけれどもなかなか募集がないということで、三半期に1回ほど有料の北海道新聞に別刷りで折り込みになるチラシに5万円を支出しまして、年4回払っております。これが、税込みで21万円で、合計で69万3,000円で全て医師と看護師の広告料として計上させていただいております。

**東出委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 大変、よくわかりました。しかしながら、いろいろな意味で多角にわたった経営の内容で行くと思うに、地域のPRをもっとすべきかと、この広域も含めた形で。その辺もちょっと念頭になるのですけれども、いろいろな設備ですとかそういう部分を含めた今後、我が町として他町村と比べて有利になるものを含めた形のPRをもっともっとすべきではないのかと。そういうことでは、この辺も次年度あるいは今後に向けた活動の一つの予算計上の中の一つの考えも出てくるのではないのかと思うのですけれども、その辺でちょっとお尋ねしたいと思います。

**東出委員長** 事務長。

**地本病院事務長** いわゆる、医療機関は医療法の中で運営をしておりますけれども、医療法の中では広告については禁止をされているということです。したがって、やるとすれば町政広報を使っただけが限界かという認識をしております。

**東出委員長** 新井田委員。

**新井田委員** わからない部分もございましたので大変、失礼しました。よくわかりました、ありがとうございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 36ページの委託料の中で給食業務の委託料、前年から見れば400万円ほど増えているのですけれども、昨年も患者の見込み70、今年度も73と見込んでいますけれども、材料費の高騰ですとか委託の何が値上がりしてこんなに金額が増えているのか。また、本会議の中で議論しました部分で今後、給食で例えば退院時に管理者を交えたお食事かですとか、そういう部分を設定してのこの委託料のアップなのかという部分について確認したいと思います。

**東出委員長** 平野主査。

**平野主査** 給食費に係る委託料の積算ですけれども、今年度の内訳ですけれども、患者並びに職員に係る費用として積算しております。患者単価につきましては、3食で1,270円。



これの入院患者数が、73人の365日分であります。そのほか、職員が昼食や夕食を院内で食べる職員がおりますので、これを歳入で見えていますので、費用として440円の5人分の外来営業日数であります269名。そして、ドクターが朝・昼・晩と食べていらっしゃる方がおりますのでこの分、1,400かける1名の269日に消費税を足しまして、給食費として3,654万8,000円を計上しております。

お尋ねの前年度の積算なのですがすけれども、24年度の積算につきましては、3,277万9,000円で、これにつきましては単価等につきましては変わりません。入院患者数が少なくなつて、65名で積算しているのと、職員が440円で6名、ドクターは1名ですので、入院患者数を少なく積算しておりますので、この違いで数字が変わっていると。単価につきましては3食、24年度、25年度と1,270円ということで変わりはありません。また、材料費等もこの間、高騰しているのですがすけれども、平成24年度におきまして竹田委員さんがおっしゃるように入院患者数がこの間、かなり少なくなつてきており、職員配置も含めて現状では厳しいというようなことが相手方から申し入れられまして若干、委託単価を見直した経緯がございます。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いま説明を受けて概ねわかりました。けれど、決して昨年にフィードバックするわけではないのですがすけれども、去年も患者数を70名で見込んで、そして給食費は何名だという確認はしていないのですがすけれども、去年の場合は65名、ことしは73名を見込んだというのは、これから収益に入る患者の見込みを70名にしているのであれば、やはり予算上は70名で見込んで、契約の段階での入札執行残ですとか不用額で出るという形でなければ、患者は70名で見込んで中味は実際の患者は65名しか見込まなかったというのは、はたしてこれが適切なのかと。これは、去年の部分ですからいまさらどうこうではないのですがすけれども、今年度の部分はそういうことで去年から比較して400万円ほど給食の委託が増えたということは理解しました。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** 先ほどベットの稼働率の話をしていましたけれども、去年は65%で70%を切っている。ことしは73、正確にいうと74点何%というこの辺は大丈夫でしょうか。確認しておきます。

**東出委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 大変、難しいご質問を受けております。確かに、冬になりましてから70をずっと超えているのです。12月からずっと超えております。いまの体制で70を超えておりますので、季節的なものがございますから超えておりますので、これから医師の1人分の負担が軽くなってきますと、たぶん患者数は喜んで入院をさせてあげられるのではないかと思いますし、また人手がありますと入院日数を減らすこともできます。したがって、ベットの稼働率はかなり上がるのではないかとことをいまは思っております。ただ、医療というのは医師の数だけで決まるものではありませんで、質的なもの、内容によってもまた決まりますので不透明なところがありますので、収入の点では多少、そのところは抑えてあるという経緯がございます。以上です。

**東出委員長** よろしいですか。では、次に入ってください。事務長。

**地本病院事務長** それでは、予算書の27ページです。説明資料については72ページです。

予算概要ですけれども、説明資料72ページでは一覧表になっておりますけれども、昨年に比べて病院事業収益が約3,800万増です。主に、医業収益が7,100万円の増です。しかし一方で、減になっているところがあります。これは、他会計負担金がそれぞれ補助金・負担金合わせて2,400万ほど減になっているということでございます。

では、詳細について説明申し上げます。予算書27ページです。入院収益で昨年より約5,700万円の増を見ています。説明欄にも書いてあるとおり、昨年65名でしたけれども70名見たと。プラス透析患者、現在も3名ほど入院していますけれども、これは区分をしました。透析患者と一般患者。透析患者を3名を見ました。計、5,700万円の増を見込んだということです。外来収益は、一般1日平均150名は昨年と同じです。逆に、透析患者が1回17名とありますけれども、ここが約昨年より5名増で約2,700万円増を見た、透析患者は。

次に、期待しているところである新しく来る吉田先生ですけれども、在宅ということを中心にします。そこで若干昨年より在宅訪問収入とし、まだ数字は見えてませんが約600万ほど増に見込んでおります。次の短期リハビリ収入、新たな項目でございます。通所リハビリテーションというところがございます。1時間から2時間までの短時間をやると、ここはなぜかということになります。医療のリハビリにおいては、又地さんよく知っているとおり、運動的リハあるいは脳疾患リハというのは、発病からによる制限枠があります。日数、150日、180日、それを超えてしまうと、医学的な見地が必要だというふうにならざるに新たな書類をつくった時に認められますけれども、そうでない限りは要するにすごい安い単価で処置代として取れません。そうすると、うちのほうでそういう患者様に対してどういうふうなサービス提供するかといった時に、介護・要支援・予防を含めて認定されているかたについては、ここで介護保険上で適用される通所リハを展開して、1時間か2時間を見合う展開をしてサービス提供しているという、救ってあげようというところを考えてやろうとしています。そういうことでございます。

次に、28ページです。28ページは、それほど大きな減はないです。その他の収益で500万ほど下がりましたがけれども、ここが公衆衛生の活動収益で若干昨年よりも精査して470万ほど減をしました。

次に他会計負担金、これは微増です。

次に29ページ、医業外収益でございます。ここで、他会計補助金 1,172万1,000円減。次に、他会計負担金 1,800万の減。ここは、最初冒頭に管理者が説明したとおり、不採算地区における病棟数をどうなるかわからないと。総務省がどうなるかわからないこともあって、リスクを背負いたくない。99床ではなくて73床を見たということです。これが、国も99床出すということになれば、約3,200万の増になってくるということです。これは、まだはっきりしておりません。

次のページで30ページ。5のその他医業外収益で約260万ほど減になっております。ここは、その他医業外収益で元々、老健のリハビリ職員、PT・OTの人件費を当病院で見えておりましたけれども、その分を負担金としていただいておりますけれども、今回それがなくなったので、その分は減になりましたということでございます。

以上で、収入の説明を終わります。

**東出委員長** 収入の説明が終わりました。これより、質疑を受けます。吉田委員。

**吉田委員** 吉田です。予算・収入・支出には関係ないですけれども、全部適用に移行され

これから稼働するという事で、いままで病院運営委員会の委員というのがありましたよね。これから、全部適用で管理者を迎えて病院の運営をやっていく上で、この病院運営委員会の委員の役割、この辺をどのように考えていくのかなというのがこれからの病院のことで。できれば小澤管理者のほうから、この人達のこういう意見というのはどういうふうに反映されるということが必要なのか、この辺について見解をお願いします。

**東出委員長** 管理者。

**小澤管理者** これからの医療に求められる点は、説明責任と透明性とよく言われております。その透明性の一つとして、いまご質問の運営委員会というものがあろうかと思えます。

したがって、広く意見を求めてそれを院内でどういうふうに活用していくかということについてはこれから具体的に検討いたしますが、できるだけ早い時期に皆さんからお伺いしたいというふうに思っております。お答えにならないかも知れませんが、これから一つ一生懸命やろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**東出委員長** 又地委員。

**又地委員** そうすると、いままであった病院の運審の委員の関係はどうなるのですか。これは町長から委嘱を受けて、今度はどうなるのですか。

**東出委員長** 地本事務長。

**地本病院事務長** 管理者が任命するということになります。以上です。

**東出委員長** 資本的収支のほうに入ってください。地本事務長。

**地本病院事務長** 支出・収入の提案いたします。資料ナンバーでいくと77ページ、予算書45ページです。資本的支出、資料では一覧表になっています。昨年より1億1,900万円の増です。非常に昨年より多くの収入が、支出も増になっていきますが収入が増になるということです。支出の部分は、1,630万です。この内訳ですけれども、予算書45ページで有形固定資産購入費で、資料では77ページの下段にありますけれども、車両購入費をいま現在、230万を計上しています。ここは、新しい先生が在宅訪問で特化されてきて患者が増えてくると、いまの現状では車が足りなくなります。それを見込んでおりますけれども、その状況によっては支出執行をしない場合もあるということです。患者のニーズに応じて車を買っていくということです。不要なものを買っていかないと、逆にいうと。取りあえず予算計上して、サービス提供の低下しないようにしていきたいということです。

次に、機器の購入費で8,800万の増です。ここの、一般質問でも答弁したとおり、予防検診に特化してマンモグラフィーの装置、約2,800万です。そのほか、細かいのもありますけれども、もう一つ大きなのが医事システムで会計レセプトを出す。あるいは会計・計算をする、料金計算をする。この医事システムが6年も経って、OSといいますかウィンドウズOSの保証期間が切れてしまうということもあって、もう更新時期と。ここに、4,200万円がかかる。サーバーとあるいは端末、ソフトです。これが大きなところでございます。

次に、企業債償還金、8,900万円の増です。このうち、予算書の説明の中で資金運用とあります、1億1,100万。昨年より約9,000万増です。ここが新しい病院の元金償還がはじまるということでございます。46ページは、看護師の奨学資金貸付金で2名、現在1名を見てますけれども、貸しておりますけれども、新しく1名を見て2名分を計上してあります。

次に、収入を申し上げます。43ページです。予算説明資料の77ページですけれども、資

本的収入で上のほうに一覧表になっています。昨年よりも約1億1,900万の増です。その内訳は、予算書では過疎債、企業債、約6,000万の増。医療機器等に係わる企業債を起こして7,200万円を計上しました。昨年の6,070万円の増です。他会計負担金、これは元金償還に伴い、一般会計からの負担もルール分支出が多くなるということで、一般会計の負担が約5,000万ほど多くなったということです。

次に、44ページ。国庫補助金・道費補助金、これはマンモグラフィーのそれぞれの道・国の補助金でございます。以上です。

**東出委員長** 資本的収入・支出の説明が終わりました。質疑を受けます。病院全般で忘れてたなというところあれば受けたいと思いますが。

事務長、患者要望もあったんですけど、この辺検討にならないのかなと思っているのが一点あるんですよ。病院から、いまの薬局に行くと町道を横断しなければならない。

それから、旧病院解体したところからも病院にわたる時、「何とか横断歩道の線を引いてもらえないか」と部分で、患者さんからそういう話を承ったことがあるのだけれど、これ原課は交安委員会も関係するので町民課かなと思うんですけども、この辺病院のほうとしてそういうものが上がってきたものですから、検討課題としてならないものなのかももし見解あれば。

(「関連」という声あり)

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 病院と調剤薬局の間の、患者さんが調剤薬局まで行く。あそこの道路は、毎度ではないですけど雪が降って、雨だとか雨天だとかあれた時に路面がすごいのです。

ザクザクというか、その場合によってはしばれていてデコボコになっている。病院もバケットのレンタルをしていますよね。それで町道なんだけれど、やっぱり患者サービスの一貫としてそういう時は随時、バケットでちょっと綺麗にして歩きやすいようにするだとか、そういうことも一つの病院のサービスでないかなと思いますので、これは要望として。

**東出委員長** 事務長。

**地本病院事務長** 新しい病院の院外調剤薬局とのアクセスの問題で、僕の記憶では相談した経緯があります。その時に、横断歩道はいまあったんですよ、相澤商店さんの十字路のところですね。そこがあったために、近すぎて無理ということの回答を得たような記憶しますけれども再度、この辺ちょっと原課あるいは交安を含めてお願いしたいというふうに思います。

**東出委員長** ぜひ、設置できるように動いていただきたいと。又地委員。

**又地委員** 全般でということなのでお許しをいただいて、院内保育の現状をちょっとお知らせください。

**東出委員長** 羽沢主査。

**羽沢主査** 看護師が5名、現状で利用しておりまして、保育児については11名です。内訳につきましては、0歳児が1名、1歳児4名、2歳児2名、3歳児1名、4歳児1名と、あと小学生2名という状況でございます。

**東出委員長** よろしいですか。なければこれをもって、国保病院の審査を終了したいと思いますがよろしいですか。

(「はい」という声あり)

**東出委員長** 国保病院の皆さん、どうもご苦勞様でございました。

3時10分まで暫時、休憩をいたします。

### (3) 介護老健施設

**休憩 午後 3時01分**

**再開 午後 3時09分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

大坂事務長、どうもご苦勞様でございます。早速、介護老人保健施設事業の会計予算に入っていただきたいと思いますので説明を求めます。大坂事務長。

**大坂介護老健事務長** 今回の、25年度の3条の予算では、1,384万7,000円の赤字で作成されています。そのうち、現金を伴わない経費が5,000万円ほどありますので、実質的には黒字予算になります。その中で、赤字予算の主なものとしては今回、給与費で1,495万2,000円という前年比増になっております。要因といたしましては、看護師不足と現在産休職員がおりますので、その人件費を介護職で現在対応しております、介護職の賃金では、前年比720万円以上の増となっております。これは、看護職と介護職、双方で予算計上していることにもよります。

それでは、平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明いたします。はじめに3条予算、収益的収入及び支出からご説明いたします。

先に、支出よりご説明いたしますので、資料番号2 予算説明資料39ページをお開き願います。

予算説明資料では、収益的支出、施設運営事業費用について、平成24年度予定額と平成25年度予定額を毎々に比較して掲載しておりますので、後程ご参照願いたいというふうに思います。

予算書25ページをお開き願います。1款 施設運営事業費用、1項 事業費用、1目 給与費、本年度予定額 2億4,915万6,000円、前年度予定額 2億3,420万4,000円で、前年比1,495万2,000円の増額でございます。節 職員給与費、8,401万円は前年比400万1,000円の増額でございます。これは、医師他職員15名分の職員給与は、給料5,554万9,000円、手当2,846万1,000円でございます。医療職Ⅱ表の増は、兼任していた柔道整復士が4月から国保病院専任職員として戻る事から、リハビリ担当新規採用者1名分をここで計上しております。

次に、26ページと予算説明資料40ページをお開き願います。節 賃金 1億1,684万4,000円は、前年比657万4,000円の増額でございます。賃金 8,757万6,000円と手当 2,926万8,000円でございます。これは、非常勤職員等32名、パート職員25名は前年より4名の増となっております。要因は、欠員の看護職員2名と産休取得者を介護職で補充しております。看護職は応募があり次第、採用できるように予算措置しております。看護職が補充された場合は、介護職に欠員が生じても補充は行いません。節 法定福利費、4,830万2,000円は前年比437万7,000円の増額でございます。要因といたしまして、先ほど申し上げたように職員の新規採用者などと退職手当組合事前納付金分を計上したことによるものです。今回、いままで事前納付金を計上しておりませんでしたので今回、改めて1,000分の20を計上い

たしております。

次に、27ページをご覧ください。2目 材料費、本年度予定額 2,719万9,000円、前年度予定額 2,679万9,000円で前年比40万円の増額でございます。節 医薬品費 1,813万1,000円は、前年比49万1,000円の増額でございます。3目 経費、本年度予定額 4,053万7,000円、前年度予定額 4,315万6,000円で前年比 261万9,000円の減額でございます。

次に、28ページをお開き願います。節 旅費交通費、32万6,000円は、前年比13万3,000円の増額でございます。要因といたしまして、新規採用者の赴任旅費分がここに含まれていることによるものでございます。節 消耗備品費、80万円は前年比20万円の減額でございます。これは、個人寄付金分の減額でございます。節 車両費、119万6,000円は前年比 29万1,000円の増額でございます。要因は、送迎車両3台分の車検費用分でございます。

次に、29ページをご覧ください。節 光熱水費、2,720万5,000円は前年比 13万9,000円の減額でございます。要因といたしましては、積算当時、A重油の単価改正によりましてこの分が減額になってございます。

次に、30ページをお開き願います。節 負担金、64万円は前年比 269万3,000円の減額でございます。これは、柔道整復士が兼務発令を解かれたことによる減額でございます。節 租税公課 7万4,000円は、送迎車両3台分の重量税です。4目 委託費、本年度予定額 3,693万4,000円、前年度予定額 3,795万3,000円で、前年比 101万9,000円の減額でございます。

次に、31ページをご覧ください。節 給食委託料、3,240万4,000円は前年比 81万3,000円の減額でございます。要因といたしまして、短期利用者をいままで2名分を計上しておりましたが、この分を減額しております。節 施設管理委託料、286万円は前年比 20万6,000円の減額でございます。これは、24年度で改正されました介護保険制度システム改修委託料の減額でございます。5目 研修費、本年度予定額 98万5,000円、前年度予定額 105万円で前年比 6万5,000円の減額でございます。

次に、32ページをお開き願います。6目 減価償却費、本年度予定額 5,111万2,000円、前年度予定額 5,186万2,000円で前年比 75万円の減額でございます。これは、節 車両減価償却費 69万7,000円は前年比、66万6,000円の減額で、これは19年に購入いたしました送迎車両の耐用年数5年を経過したことによる減額でございます。

2項 事業外費用、33ページをご覧ください。1目 支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予定額 1,861万6,000円、前年度予定額 2,024万7,000円で前年比 163万1,000円の減額でございます。節 企業債利息、1,800万3,000円は前年比 163万1,000円の減額でございます。要因といたしまして、過疎債分 114万円と介護サービス債分 49万1,000円の減額でございます。3項 特別損失、1目 特別損失、本年度予定額は10万円でございます。4項 予備費、1目 予備費、本年度予定額10万円でございます。

以上で収益的支出の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**東出委員長** 事務長、きょう施設長が同席していないのですが、よく本会議にはみえるのですけれども、原課の部分で大事なこういう予算なのですけれども欠席理由は。きょうは同席させていないのですけれどもどういう関係ですか。事務長。

**大坂介護老健事務長** 施設長から総務課のほうに連絡が来ておまして、今回の予算委員会と14日の本会議においては、業務多忙のため欠席したいという旨、今回届け出があった

というふうに思っております。

**東出委員長** わかりました。心得ておきます。

次に進んでください、収入の部分も。事務長。

**大坂介護老健事務長** 次に、収入についてご説明いたします。

予算書21ページ、予算説明資料37ページをお開き願います。

1款 施設運営事業収益、1項 事業収益、1目 施設介護料、本年度予定額 3億659万6,000円、前年度予定額 3億1,036万1,000円で、前年比 376万5,000円の減額でございます。

節 介護報酬、2億3,007万7,000円は、前年比425万円の減額でございます。要因といたしまして、24年度に介護報酬の改正がありまして、入所者の介護度2.6を前年と比較いたしますと2.5%の減額になります。2目 居宅介護料、本年度予定額 4,328万1,000円、前年度予定額 4,027万6,000円で前年比 300万5,000円の増額でございます。

次に、22ページをお開き願います。節 介護報酬、3,869万円は前年比 268万5,000円の増額です。要因といたしまして、通所リハビリテーション利用者の増、これは昨年は12人の255日、今回は13名で257日というふうに積算しておりまして、それと介護度を2.0から2.2というふうにして変更したことによるものでございます。

3目 利用者等利用料、本年度予定額 5,388万3,000円、前年度予定額5,467万3,000円で、前年比 79万円の減額でございます。節 施設利用料、5,168万1,000円は前年比 95万6,000円の減額でございます。要因といたしまして、居住費個人負担金で第3段階負担金が制度改正によりまして、変更したことによるものです。これは、1,640円から1,310円というふうに330円個人負担が減っております。

次に、23ページをご覧ください。4目 その他事業収益、本年度予定額、前年度予定額、同額の41万2,000円でございます。2項 事業外収益、1目 受取利息、本年度予定額、前年度予定額、同額の2万円でございます。

次に、24ページをお開き願います。2目 他会計負担金、本年度予定額 263万6,000円、前年度予定額 344万円で80万4,000円の減額です。要因として、過疎債利子償還分一般会計負担金 60万4,000円の減額と寄付金20万円の個人負担のありました分が減額になっております。3目 諸収入、本年度予定額 406万4,000円、前年度予定額 380万8,000円で前年比 25万6,000円の増額でございます。これは要因といたしまして、実習生の受託料で14万4,000円の増額をあげております。

以上で収益的収入の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**東出委員長** 委員の皆さんにお諮りをしますけれども、肝心な企業会計なので、先ほど病院をやったのですけれども、病院の場合は小澤管理者にことし1年間の病院の経営方針等を前段に言ってもらってそれから審査に入っていたわけです。ですから、老健も4月1日から全部適用に移行するのはわかるけれども、その肝心な人がいて議論をしなければ、あなたに向かってはただ計数のやり取りよりなくなってしまうという部分で私は心配なのです。それで「どうしたんだ」と聞いたのです。委員の皆さんが、「それでいい」ということであれば、業務多忙だということから難しいのだけれども、本来であればそうではないだろうと私は思うのです。

竹田委員。

**竹田委員** その関連で、そういうことになれば町長、教育長は、町政執行方針ということ

で、向こう1年間の自分の考えを含めた部分であれしているし、ペーパー1枚でもいいから老健の今年度の経営の主たる重点項目でもいいし、そうものというのは逆に今後は、「当初の予算審議の前に出してください」というようなことも。それがいいかどうかは別にして、いま委員長がそういうふうに言われるものですから、そういうふうにしたほうが、今年度は老健の経営をこういう部分で見込んでいるのかというのは一目でわかるのかという気がしますのでその辺を含めて。

**東出委員長** 総務課長。

**大野総務課長** この席に、老人保健施設の施設長が欠席したことについてはお詫びを申し上げます。業務のほうが輻輳しているということでの午前中のご連絡でございました。それで、病院のほうは全部適用にはなりませんでしたけれども現在、なお一部適用ですので、事業管理者は木古内町長ですので、町長のほうからお答えをするのが現状です。施設長は、あくまでの一管理職ということでご理解をいただきたいと思います。また、事務の執行方針につきましては、現在は町長の執行方針の中に病院事業、老健事業、それぞれ書き込んでおりますので、その中でご理解をいただきたいと思います。ただ、予算の重点項目等について、これはペーパーにしてご説明するということについては何ら支障がないと思いますので、そのように受けとめさせていただきたいと思います。

**東出委員長** 業務多忙なのは当たり前でしょ。それ以上は言いません。

竹田委員。

**竹田委員** 一点、ここ老健いさりびを含めて、公営住宅と併設した施設として運営してから、この26ページのL S A賃金、これはずっと今日まで計上されて、そして歳入でも財源手だてがあるということで、大変いい制度だなと思います。これは、この制度がある限り、やはり有効に活用というか、それを運用していかなければならないという考えです。ただ、このL S Aのこの賃金、老健施設のほうで計上をして、たぶんL S Aのこの公営住宅の巡回等終わった段階では、老健業務のお手伝いもしているのかなということで、それも有効に活用というか、運用されていいことだと思います。ただ、やはりこのL S Aという生活支援というそういう目的があるわけですから、これはやはり関係機関、社会福祉協議会だとか健康管理センター等の見守りだとか、社協でやっている、訪問していますよね、訪問員さんが。そういう部分との連携をもって、いまやはり生活状態だとかそういうものの連携をしているのかどうなのか、それともまた老健さんのほうで、その辺の実態管理をしているのかという部分について、現状をちょっとお聞かせください。

**東出委員長** 事務長。

**大坂事務長** L S Aの部分でお答えいたします。関係機関と見守りということです。これは、委託を受けている部分につきましては、高齢者の住宅部分30戸分、これが対象になりまして、木曜日を除いて毎日、要するに月曜日から金曜日ですけれども、祭日を含めて、そういう形でやっております。それで、何かあれば健康管理センターなり、役場との連携をしてうちの連携を取りながら、それぞれ連絡は密にしております。これでよろしいですか。

**東出委員長** 竹田委員。

**竹田委員** それで、その台帳というか巡回日誌というか、そういうものの管理は老健さんでやってるのか、健康管理センターなのか、役場の公営住宅担当なのかという部分がちょ



っと見えていない。それと、やはりこの支援員の部分では、きちんと買い物の当初、我々聞いた中では、買い物のお手伝いも可能だというふうに聞いていたのですが、いま現状というか、実態はどうか把握していないのならしていないで結構ですから、押さえている部分をちょっと確認したい。

**東出委員長** 事務長。

**大坂事務長** 日誌については、私が毎日決済いたします。それで月末につきましては、その部分を健康管理センターに提出しております。それで、何か別な急なことがあると、その都度健康管理センターなり住宅の管理の部分と連携を密にしながら入っている人方の対応はしております。

それと、買い物はどうかという部分なのですが、現在買い物はしているというふうに私は聞いておりません。それと、病院の部分もいけない、誰もついていけない場合はその時はついていった部分もございます。普段は1人で動ける部分は主でございますので、それぞれのかたがいております。それで、何かあると「きょうは留守ですよ」という部分の連絡を受けながらその対応はしております。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 何点かお伺いいたします。まず一点、素朴な質問なのですが、この予算委員会の出席者において、先ほど施設長の部分については触れましたけれども、事務方のかたの出席、ほかの課であれば主査、主幹のかた、プラス所属職員のかたも出席されているのですが、老健においてはいつも事務長一人だと思っておりますけれども、その事務方の方がなぜ参加しないのかちょっと不思議に思いましたのでお聞きいたします。

それと、資料に基づいてお聞きいたしますけれども、40ページの賃金なのですが、看護職から警備まで25年度の職員数、金額が載っておりますけれども、これは欠員の部分も含めた人数の記載だと思うのですが、現状の人数をちょっと教えてください。いま現在、所属している看護師、看護職、看護パートの人数。

**大坂事務長** 事務方がきょうはだれも出ていないのではないかとということなのですが、普段であれば事務というのは私ともう一人がいますので、いつもは二人で来ております。ただ、きょうはちょっと体調を崩しまして、病院のほうに急遽行かなければならないということで、急遽欠席になりましたのでこの点をご承知願いたいというふうに思います。

この人数なのですが、25年度予定額のところの職員数を見てもらえばいいのですが、この中で看護職の部分、6名が4名という現在の職員数でございます。この中で、産休を取っている方が4名のうち1名がいます。看護職は現在、常勤の分は26名で、このうち1名が産休を取っているということです。ですから、実際は現在、55名という形になります。

**東出委員長** 平野委員。

**平野委員** 最近、ちょっと話を聞くのが、看護職のかたが体調を悪くされて休まれているという話を聞きます。現在、所属では4名のうち産休が1名で、3人体制なのですが、その3名のうちからさらに休まれている現状なのか。どうではない、わかりました。

そうであればいま現在、6名のうち3名がいないということですね、6名が理想の中で。

3名が出られて、1人のかたは産休なのでしょうけれども。それで、日頃から老健の介護職、パートについては防災無線でも職員の募集ということで、しょっちゅうしょっちゅう

かけられていて、以前にも同両議員から話も出たように、入れ替わりが非常に多いと。それだけ仕事が大変なのか、ほかの事情があるのかわかりませんが、そのような多忙な中、看護職が現在もすでに定員から3名が足りないという現状から、おそらくそれが原因かわからないですけれども、施設長のきょうの欠席につながっているのではないのかと思うのですけれども、その辺の現状を予算の部分にかかわらない部分かも知れませんが、現状と今後の募集についての見解も含めてお聞かせいただきたいのと、予算の部分で先ほど病院の企業会計の予算をやりましたけれども、その中でも医師の募集ということで広告費ということで60万円前後が掲載されています。去年については、200数十万円、それだけ募集の金額をかけて、これは医師という特別な専門の冊子などに載せたという例があるのでそれだけの計上だったのでしょうけれども、老健についても日頃から職員不足が謳われておりますが、私の見た限りでは防災無線だったり、あとは町の施設に張り紙をしている程度だと思うのですけれども、その辺で人材不足を広告をかけてまで募集をかけるような思いがないのかどうかもお聞かせください。

**東出委員長** 事務長。

**大坂事務長** 先に、体調を崩している看護職ということなのですけれども、それは職員の部分でございますので、39ページの医療職にいるかたが対象になります。医療職（三）表の2名という部分が、町職員ということですから。40ページのは臨時職員です。39ページは、町の正職員です。そういう形になります。39ページの2がいま現在、病休中でございます。

**東出委員長** 現在ゼロ、病休？。事務長。

**大坂事務長** それと、広告の関係でございますけれども現在、介護職、介護パートについては充足しております。ただ、看護職の部分については、ハーワークにはお願いしております、それといままでもそうなのですけれども、介護職の部分につきましては、介護職、看護職、パートという部分につきましては、町政広報の部分でも2回ほど掲載させていただきました。それと、看護職、看護職、パートという形の中では、新聞折り込み、これは知内なのですけれども、知内だけは新聞折り込みをして、これは3回ほど出してございまして、その都度効果がありまして、何名かはそれに応募して一応、いまは看護職以外は充足しているという形でございます。

**東出委員長** 暫時、休憩いたします。

**休憩** 午後 3時42分

**再開** 午後 3時59分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いろいろと休憩中に議論がありましたけれども、最終的にここは設置者である町長のほうから答弁をいただいて、皆さんにお諮りしたいと思いますのでよろしく願いいたします。町長。

**大森町長** 老健施設の運営にあたりまして、委員の皆様にご心配をかけておりますことに心からお詫びを申し上げたいと存じます。現在、先ほどの説明にありますように、看護師2名が病気のため休んでおります。そのため、ほかの看護師あるいは介護士、さらには施設長の業務も増えているのが現状でございます。コミュニケーションが十分に取れな

い中での運営となっておりますことに深く反省をし、この件につきましては病院の小澤病院事業管理者にも相談をしております。その中で新年度以降、私の立場からいきますと医師の業務に対する指導とか命令ができないものですから、小澤病院事業管理者のものとで医療行為についてしっかりと鈴木施設長の指導にあたるということで相談をしてるところでございます。4月以降、しっかりとした体制が組めるように十分、努力をしてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

**東出委員長** よろしいでしょうか。

**東出委員長** それでは次に進みます。資本的収入、支出の部分ですね。

大坂事務長。

**大坂事務長** 続きまして、4条予算、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

先に、資本的支出よりご説明いたしますので、予算書36ページ、資料40ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 機械器具購入費、本年度予定額 308万7,000円は、26年度から公営企業法の改正が行われますので、それに対応した企業会計システム及び給与システム機器を導入する経費でございます。2項 企業債償還金、1目 企業債償還金、本年度予定額 1億382万6,000円は、過疎債元金償還金 7,962万9,000円と介護サービス事業債元金 2,419万7,000円でございます。

続きまして、資本的収入についてご説明いたしますので、35ページをお開き願います。

1款 資本的収入、1項 他会計負担金、1目 他会計負担金、本年度予定額 4,220万3,000円は、過疎債元金償還分の一般会計ルール分の53%でございます。

なお、不足する6,471万円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんするものがございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**東出委員長** 資本的収入、支出の説明がおわりました。

竹田委員。

**竹田委員** 事務長、最後の36ページの備品購入で、介護保険の会計に伴うシステムの改修、これは特財はないのですか。あくまでも単費でこのシステムの改修をしなければならないということなのですか。

**東出委員長** 大坂事務長。

**大坂事務長** 改修ではなく、機器を導入するというので、システムを入れるということです。パソコンに機器を含めて入れるということです。この企業会計のシステムについては、いま水道事業、病院事業もこのシステムでやる予定になっています。たぶん、今回の部分で改修の部分がされると思いますがけれども、26年度からの部分ですから、25年度の予算の部分からこのシステムを導入していくという形の運営になりますので今回、機器を購入する。リースも考えたわけですがけれども、リースにすると、5年間で100万円以上高いのです。この部分の補助は一切ないのでけれども、それで今回、300万円を出して購入するという形の計上でございます。

**東出委員長** そのほか。

(「なし」という声あり)

**東出委員長** ないようでございますので、老健施設の審査をこれで終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 4時04分**

**再開 午後 4時08分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、木古内町介護老人保健施設事業会計の審査を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 4時09分**

**再開 午後 4時10分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

きょうは午前中、教育委員会、それから午後から国保病院、いまの老健と3つの課を横断的にやってきましたけれども、何か皆さんのほうから「これは是非」というものがあればこの機会にお受けしたいと思います。

竹田委員。

**竹田委員** 教育委員会の講堂の問題がネックになるのですけれども、これはどういう扱いをすればいいのかという部分について、皆さんに諮っていただきたいと思います。

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 4時11分**

**再開 午後 4時14分**

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

**平野委員** 竹田議員と同様の教育委員会なのですけれども、今回の細かな予算についての細部の質問事項は、義務教育である小学校の予算措置の部分だったのですけれども、それは予算の面ばかりにかかわらず、現在の小学校、教職員、PTA、教育委員会との連携を大いに強めるという意味も多く含まれておりますので、またいま国でも問題になっております学力低下が社会問題にもなっております。その中でも、特に北海道、木古内町においてはその数値というのですか、低いというようなことを伺っております。そういう部分も含めて、教育委員会が今後の町としての施策も含めて大いに教育委員会が子ども達に対する施策を強めていただけるような要望を含めた総括といいますか、うまくまとめて提案したら良いのではないのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**東出委員長** その件については、私自身も「うん」と思ったのですけれども、平野委員と最終的に教育長と議論をしましたよね。今度これを総括の時に、質問相手は教育長かと思っておりますので、あえて総括までとなると。また話の角度が変われば話は別になるのだろうけ

れども、要点というのは学校教材費の「何とか予算を付けられないか」とか、「中学生もいま小学生が使っているスクールバスを有効に利用できないか」という部分では教育長に投げかけましたよね。そして、答弁をもらいましたよね。そこの域を脱しきれぬのかどうかはわかりませんが。ただ、まだ総括までは時間があるので、また課長、教育長を含めた中で、それから財政を含めた中で協議をすればまた話はいくらかでも進展するのかなという思いもなきにしもあらずです。

何と言おうと総括をやらせてほしいという思いであれば。平野委員。

**平野委員** 皆さんの意見を伺うということでいま出しましたので、そこは内容がふさわしいかどうかを含めて、皆さんに聞いてみたいと思いました。

**東出委員長** 考えられるのは、ここに財政を持っている総務課長もいるし町長もいるし、行政サイドとの詰めの中でまた別な角度から話が進展するかも知れないし。

(「一般質問を」という声あり)

**東出委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 4時18分

**再開** 午後 4時19分

**東出委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

そんなことで、きょうの審議の中では総括議論はないということで決してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

**東出委員長** きょうはこれにて散会といたしたいと思いますので、どうもご苦労様でした。

終了 午後 4時19分

閉 会 終了

**説明員** 大森町長、大野総務課長、野村教育長、佐藤生涯学習課長、佐藤学校給食センター長  
西山(隆)主査、平野(智)主査、西山(敬)主査、畑中主査、木元(豊)主任、石川主事  
小澤病院管理者、地本病院事務長、平野(弘)主査、羽沢(裕)主査  
東出主査、尾坂主任  
大坂介護老人保健施設事務長

**傍聴者** 惣蔵竹治

予算審査等特別委員会

委員長 東 出 洋 一